

官報  
號外

昭和六十年五月九日

○議長(坂田道太君) ハれより会議を開きます。

第三種郵便物認可印

○第一回  
國會二百年  
衆議院會議錄 第二十六號

昭和六十一年五月九日(木曜日)

龍亭日報 第二十二号  
昭和六十年五月九日

第一 農業灾害補償法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第二一千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承

### 第三 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十一

文書に附屬する議定書の締結について承  
認を表すもの

第四 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定

## 第五 中小企業技術開發促進臨時措置法案（內 閣提出）

## 第六 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

## 第七 戰傷病者戰沒者遺族等援護法等の一部を 改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
中曾根内閣総理大臣の帰国報告についての発言

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

午後二時三分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

○議長(坂田道太君) 内閣総理大臣から、帰国報告について発言を求めております。これを許します。内閣総理大臣中曾根康弘君。

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 私は、今般、国会のお許しを得て、五月一日から四日までポンににおいて開催された第十一回主要国首脳會議に、安倍外務大臣、竹下大蔵大臣、村田通産大臣とともに出席し、その際あわせてドイツ連邦共和国ゴル首相の招待にこたえて同國を訪問し、五月七日に帰国いたしました。ここに、その概要を御報告申し上げます。

今次ポン・サミットは、世界経済が回復の道をたどりながらも、財政、雇用及び对外収支等の分野で先進各国がそれぞれの問題を抱えるとともに、それを背景として保護主義の圧力が高まりつゝあり、また、一部開発途上国は依然深刻な累積債務問題等を抱え、特にアフリカ諸国では飢餓の苦しみから脱し得ないでいるという厳しい情勢のもとで開催されました。

また、国際政治の面においても、第二次世界大戦終戦四十周年という節目を迎へ、参加国が第二次大戦の勝敗を超えて、過去四十年間に築き上げてきた協力と連帯関係を、世界の永続的平和の達成のためにいかに強化し拡充していくか、とりわけ、ソ連における新政権の誕生等の新たな局面を迎え、米ソ軍備管理、軍縮交渉の推進等に西側諸国がいかに対応していくのかといった点が注目されていましたところであります。

私は、今次サミットに臨むに当たり、各党党首の方々の御見解を承りました。こうした御見解を踏まえつつ、サミットの場において私は、経済及び政治の分野において我が国の考え方を説明し、

その立場を的確に主張してまいりました。私は、このした対応によって、我が国の考え方、政策等について各国首脳の十分な理解と協調を得ることができたと確信いたします。今次サミットの具体的成果は、ポン経済宣言及び第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言という形で明らかとなっています。かかる成果を通じ、西側主要国との協力関係は、世界情勢の変化に適応するようにならに一步前進し、持続的成長に向けての改善が再確認されました。

まず、ポン経済宣言についての所見を申し述べます。

第一に、経済政策全般の分野について申し上げます。この分野では、先進諸国を中心として景気の拡大基調が継続する中で、米国等の財政赤字とドル高及び高金利、欧州等における高失業率と構造的硬直性、日本における对外収支不均衡及び市場開放の不徹底といった世界経済の成長の制約要因となる諸問題に、サミット参加国がいかに取り組んでいくかが討議の中心となりました。この関連で私は、サミット参加国がかかる問題に対応するに当たって、相互に相手を非難するのではなく、サミット国間の協調による努力の結集が最も重要なであるとの姿勢で臨みました。かかる姿勢のもとに、我が国としては、行財政改革の努力、市場開放や輸入拡大の奨励、規制緩和による内需拡大努力等を積極的に推進していくとの考え方を説明いたしました。このように我が国が進んで積極的取り組みの姿勢を示したことは、他のサミット参加国がそれぞれの問題につき同様の姿勢をとることを促す結果となつたと考えられます。同時に、今後の我が国に対する外経済問題への取り組みに対する各首脳の期待には極めて大なるものがあり、責任の重さを痛感した次第であります。政府としては、今後かかる期待にこたえるためにも、本分野において全力を挙げて努力する所存であり、国民各位の御協力もあわせお願いする次第であります。

我が國以外の各國もそれぞれ解決すべき課題に対する政策目標を明らかにしました。すべての国がそれを実行することにより、国内問題の解決のみならず世界経済の持続的発展とともに对外均衡の回復に貢献することが要請されております。

第二は、貿易の分野であります。この分野では、

近年ますます高まりつある保護主義の圧力をいかに封じ込め、世界の自由貿易体制を守り抜いていくかという点が議論の焦点となり、新ラウンドの早期開始について首脳間で極めて熾烈な意見交換が行われました。その結果、新ラウンドができる限り早期に開始すべきであるとのO E C D 閣僚理事会での合意が強く支持された上、サミット参 加国のほとんどが、新ラウンドを明年中に開始すべきとの点について合意し、本件交渉の開始に向けて一步を踏み出したと考る次第であります。

また、国際通貨制度の改善についても討議が行われ、今後の作業日程について意見の交換が行われました。

第三に、開発途上国との関係については、開発途上国の経済発展、さらにはその社会的・政治的安定を促進するためいかなる措置が肝要であるかとの問題につき活発な討議が行われました。そ の関連で、開発途上国への経済的・財政的困難を克服し、健全な発展を促進するため、先進諸国としては、途上国への資金の流れ、ながんずくODAの拡充が重要であるとの点で意見の一一致を見ました。我が国より高い評価を受けました。これに加えて私としては、技術移転、特恵改善等の重要性をも強調した次第であります。なお、本分野での私の発言は、アジア・太平洋諸国の要請にもき得る限り留意して

行つた次第であります。(拍手)

次に、政治問題についての成果を御報告申し上げます。次に、政治問題についての成果を御報告申し上げます。

冒頭でも触れましたとおり、今次サミットは第二次世界大戦終戦四十周年という節目の年に開催されたため、第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言を採択し、サミット七カ国が過去における不幸な対立を完全に超克して、自由と民主主義の維持と、技術と産業の変化が我々の社会にもたらす新しい機会と挑戦に一層有効に対処することの必要性を改めて再確認いたしました。

また、特に今次サミットは、ジエネーブ軍備管 理、軍縮交渉の開始という東西関係緊張緩和への微光が差し始めた極めて重要な時期に開催されましたので、私は、ウイリアムズ・ペー グ・サミットの延長線上に立って、西側諸国との連帯の重要性を強調するとともに、とり

S D Iにつきましては、サミットの場では主として米国の考え方の説明を聴取いたしました。な お、私はレーガン大統領との会談において、S D I研究を非核、防衛、核兵器廃絶のための研究であるとの説明に対しこれを理解するとの我が國の

ア、中東、中米、アフリカ等至るところで依然と

して紛争が続いている現状のものと

見地から話し合い、認識の一一致を得たことは、大

変意義深いものであり、今次ドイツ連邦共和国訪

問は大きな成果をおさめることができたと考えて

おります。(拍手)

私は、各政党を初め全国民の皆様方の温かい御

懇親と御支援に接しましたことに対し、心から感謝いたします。

また、各位の御支援に対し必ずし

も十分御期待に沿い得ぬ点もあったことを存じます。

が、御理解をいただきたく、さらに今後とも御協

力、御懇親を賜りますようお願いして、私の報告

を終わります。(拍手)

おられます。(拍手)

私は、各政党を初め全国民の皆様方の温かい御

懇親と御支援に接しましたことに対し、心から感謝いたします。

また、各位の御支援に対し必ずし

も十分御期待に沿い得ぬ点もあったことを存じます。

が、御理解をいただきたく、

かりでなく、採択された各種宣言の中に我が國の意見が大きく取り入れられたことは、まさに特筆すべきことだつたと思ひます。(拍手)

以上のよきな観点に立つて、以下私は幾つかの問題について質問を行い、総理の率直な御所見をお伺いいたしたいと存じます。

そのまず第一は、第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言についてであります。

この宣言は、終戦四十周年に当たり、サミット参加各国が過去の対立を乗り越え、自由と民主主義という共通の価値のもとに、これらの諸価値を擁護しつつ世界の平和と繁栄の確保に努力するという決意を新たにするとともに、西側の団結を再確認し、東西間の対話を探求する積極姿勢を打ち出したものであります。特に、「東西を分断してゐる深刻な相違に対処するために高いレベルにおける対話を探求する用意がある。」という表現で、米ソ首脳会談を呼びかけると同時に、ジエネラブでの米ソ包括軍縮交渉の開始を歓迎したこと、またその際、米国の大規模的な提案を評価するとの立場を明確に打ち出すとともに、ソ連側に対しましても、同交渉において有意義な合意が達せられるよう積極的かつ建設的行動するよう求めたこと等は、ジエネラブ会談を成功させ平和と軍縮の時代をもたらそうといふサミット参加各首脳の熱い希望と期待のあらわれであったと思ひます。

また、この政治宣言の取りまとめに当たつては、アジアからの唯一の参加国代表として総理は詳しく述べ、アジア情勢について説明し、ドイツに象徴される歐州の分断への言及に加えて、朝鮮半島の分割の平和的克服にも言及すべきことを強く主張されました。今回の政治宣言の意義について総理の御所信をお聞かせ願いたいと存じます。

質問の第二は、戦略防衛構想いわゆるSDI問題についてであります。

当初米国は、この戦略防衛構想についてサミット

ト参加各國の研究參加を希望していたと承つておられました。が、結局政治宣言には盛り込まれず、ヨーロッパ西ドイツ首相による議長総括の中で、レーガン大統領がその研究開発について説明を行つた旨報告されるにとどまつたようあります。この問題について総理は、サミットに先立つて行われましたレーガン米大統領との日米首脳会談で、SDIに臨む我が国の基本的立場として、研究は理解することを改めて表明するとともに、ソ連への一方的優位を求めないこと、総合的抑止力の一環としてのこと、攻撃核の大幅削減が先であること、弾道弾迎撃ミサイル制限条約の枠の中で行うこと、配備についてはソ連とも協議して行うことなどの五原則を示して話し合われたとのことであります。この問題は、平和を希求する日本の国民の立場から極めて関心の深いものであるだけに、この際、日米首脳会談での会談内容、サミットでの論議の報告とあわせて総理の御見解を明らかにしていただきたいと存じます。

質問の第三は、今次サミットの柱でありますボン経済宣言についてであります。

肝要であるということであります。一年前の日本首脳会談でニューラウンドを提唱されて以来、その早期開始に向けて積極的な努力を払われてきました。総理として、今次サミットでの合意をどのように評価し、今後早期交渉開始に向かってどのように取り組まれていくのか、また、特に開発途上国の参加を促すためにどのような努力を行っていくのか等について、率直な御所信を伺いたいと存じます。

質問の第五は、開発途上国との関係についてであります。

開発途上国の経済には全体として明るい兆しが見られますが、国ごとのばらつきが顕著であります。すなわち、アジアの新興工業国のように目覚ましい経済発展を遂げている国がある一方、アフリカ諸国は今なお飢餓と干ばつに苦しんでおります。また債務累積問題も、昨年のロンドン・サミットにおける合意を受けて効果的な対応がなされてきているものの、根本的解決には依然としてほど遠いという状況であります。

今次サミットにおいては、かかる経済状態を踏まえ、開発途上国健全な経済発展を図るために、先進国として、世界経済の持続的成長、金利低下、市場開放、継続的な資金供与に取り組むこと、国際機関の役割、アフリカ問題への対応等について具体的な合意がなされたことは、まことに意義深いことと考えます。我が国としては、開発途上国との相互依存関係を十分認識し、その健全な経済発展に貢献するため、これまで開発途上国の関心項目についての市場開放、政府開発援助の拡充等に努めてきたところでありますが、今後ともその努力を強化していく必要があると考えます。総理は、今次サミットにおいて特に開発途上国の立場を重視されたと聞いておりますが、今回の経済宣言を踏まえ、今後開発途上国の経済発展と民生安定のためにどのような貢献をされるお考えなのか、忌憚のない御所見をお伺いしたいと存じます。

最後に、サミット後の我が國に課せられた課題についてお尋ねいたします。

今次サミットにおける経済宣言の中で、我が国は、今後払うべき政策努力目標として、財政面での規律、投資の促進を目指した市場機能の強化、

金融市場の規制緩和と円の国際化、市場アクセスの改善、輸入の奨励を提示いたしました。また、内閣総理自身も、サミット協議の場においては、内需拡大のための各種規制の緩和の推進と大幅な税制改革に着手する決意を表明されたと聞いております。国際場面において約束したことは着実にこれを実行していくことが国際的義務であります。今後我々は、いかなる困難に当面しようとも、一層の市場開放の推進と内需拡大による内外均衡の達成の二本柱を、すべての政策課題の中心に据えて政治に取り組んでいかなければなりません。

市場開放について言えば、当面まず七月までに策定する予定になっている行動計画の内容が極めて重要であります。サミット参加国のみならず世界各国が我が国の市場開放のあかしとして注目しているのであり、これにとたえる意味でも、実質的内容の充実した行動計画としなければなりません。また、内需の拡大についても、全般的な税制改正の一環として住宅投資減税や設備投資減税の実施を考慮するほか、二十一世紀に向けた社会資本の充実や整備新幹線の早期着工など実効ある内容を存じます。

以上、私は、今回のボン・サミット成果について、みずから見解を述べつつ、総理の御所信をただしてまいりました。そして今質問を結ぼうとするに当たって強く私の胸を打つのは、国際国家日本としての責任の重大さであります。しかし、この責任の重さに打ちひしがれていては我が國の未来はなく、責任の完遂の中からこそ明るい未来への道が開けるのであります。総理、我々は、こ

の厳然たる事実に身を引き締め、厳しい自覚と責任感に徹しつつ、国際國家日本としての責務を果たしていこうではありませんか。

総理の御決意のほどをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣中曾根康弘君登壇】

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 森議員にお答えをいたします。

まず、政治宣言の意義と朝鮮半島問題へのお言葉でございます。

本政治宣言は、今回のサミットが第二次世界大戦終結四十周年という節日に当たっておりますの

に着目して作成されたものであり、第二次世界大戦では互いに敵国として戦ったサミット参加国が、自由と民主主義と平和という共通の価値観のもとに搖るぎない友情で結ばれ団結していくといふ決意を表明したものであります。ここに大きな意義があると思います。本政治宣言における歐州の分断への言及がございましたが、我が国としては、アジアからの唯一の参加国として朝鮮半島の分割へも言及し、南北当事者による平和的解決を可能とするような環境醸成を切望する旨を明記すべきことを主張して、その結果サミット参加国との同意を得られた次第なのであります。

S D Iに対する御質問でございますが、今次日米首脳会談では、レーガン大統領より、S D Iは防衛的なものであり、合理的な抑止力となるべきものであり、研究以降の段階へ移行する場合には同様諸国と協議し、ソ連と交渉する考え方である旨説明がありました。これに対しても私は主張したものです。一方で、開発途上国への貢献の問題でござります。

今次サミットでは、開発途上国と開発途上の緊密な連携が強まってきたことに伴う開発途上国への援助の増大であるとか、こういうような状況下に開発途上国が、一部に相互非難の可能性を懸念す

る向きましたが、各国はそれぞれの問題に責任を持って取り組む積極的姿勢を示した結果、結果的には参加国間の協調と団結が強く打ち出され

たのでござります。その具体的成果はボン経済宣言に取りまとめられております。一貫していところは、各國ともに自由貿易主義を擁護することと、保護主義とは徹底的に闘うという点においては完全に一致しております。今後、先進主要国が世界経済の安定的発展のためるべき諸施策についての合意を示したものであり、今後の世界経済の運営と動向について大きな意義を持つものと

思っております。

次に、ニーラウンドに対する今後の取り組みの問題でございます。

今次サミットの合意により、我が国が提唱してきたニーラウンドに向けてたくましい軌道が設定されたものと思われます。すなわち、その直前に開かれたO E C D閣僚協議におきまして決められたニーラウンドをできるだけ早期に開催をするという点については、フランスも完全に

対する一方的優位を追求するものでないことです。二に、全体の抑止力の維持強化に資すること。すなわち、攻撃的な核兵器の削減ということを我々は当面の目的にしていくということであります。

しかし、今後フランス及び途上国への働きかけを強化し、明年春の交渉開始に向けて一層の努力を行おう決心であります。

また、途上国関心に対しましては十分な配慮を行なう必要があります。このことは、私から申しますことになったのでござります。なお、サミットにおける協議、ソ連との交渉が先行すべきである。

この五つの原則を私から申しまして、先方も同意したことになります。なお、サミットにおける協議、ソ連との交渉が先行すべきである。

トにおきましては、S D Iにつきましては、王として米国大統領の考え方の説明がありまして、これ

を聞いたということです。

次に、経済宣言の意義でございます。

今次サミットは、インフレのない持続的成長の制約要因の顕在化を背景に開催されました。すな

れども、保護主義であるとかあるいは各國における財政赤字の増大であるとか、こういうような状況

下に開催され、一部に相互非難の可能性を懸念す

る向きましたが、各国はそれぞれの問題に責任を持って取り組む積極的姿勢を示した結果、結果的には参加国間の協調と団結が強く打ち出され

たのでござります。その具体的成果はボン経済宣言に取りまとめられております。一方で、開発途上国への貢献の問題でござります。

今次サミットでは、開発途上国と開発途上の緊密な連携が強まってきたことに伴う開発途上国への援助の増大であるとか、こういうような状況下に開発途上国が、一部に相互非難の可能性を懸念す

る向きましたが、各国はそれぞれの問題に責任を持って取り組む積極的姿勢を示した結果、結果的には参加国間の協調と団結が強く打ち出され

たのでござります。その具体的成果として、世界貿易の持続的成長の認識のもとに、開発途上国に対する協力の方について幅広い角度から討議が行われ、先ほど申し上げましたように開発途上国立場について

特に配慮することを私は主張したものであります。その具体的成果として、世界貿易の持続的成長の認識のもとに、開発途上国に対する協力の方について幅広い角度から討議が行われ、先ほど申し上げましたように開発途上国立場について

省庁からその策定状況について中間的な報告を聽取し、七月中にアクションプログラムの骨格を取りまとめる予定であります。現在、関係各省庁は、アクションプログラム策定要領に即して、原則自由、例外制限という基本的視点に立って、自ら性・積極性、国際性、実効性・透明性を持った内容のものを策定すべく鋭意検討中であります。

次に、内需拡大策についての御質問でござります。

我が国経済は、民間需要を中心とした着実な拡大が見込まれております。したがって、六十年代において一般的な投資減税の必要はないと考えますが、試験研究促進のため、基盤技術研究開発促進税制及び中小企業技術基盤強化税制を創設いたしました。住宅減税については、住宅ローンの返済額に対する所得税制上の特例としては、既に住宅ローン償還金の一定割合を三年間にわたって税額控除する住宅取得控除制度が設けられており、その控除額も相当の水準に達しております。現行措置は厳しい財政事情のもとで最大限の配慮を示したものであります。なお、税制改革につきましては、サミットの会議の席上におきまして、我が国は大規模な税制改革を将来の課題として取り上げたいということも表明した次第であります。いずれにせよ、持続的な内需中心の経済成長は重要な課題であり、今後、民間活力が最大限發揮されるよう環境の整備を行ってまいります。

整備新幹線につきましては、昭和六十年度予算申においてとりあえず事業費を計上しておりますが、着手に当たりましては、国及び地域負担等事業実施方式のあり方、国鉄再建監理委員会の答申との関連等について調整を進め、その結論を得つて本年八月を目途にこれをを行うとしており、適切な結論が得られるものと期待しております。

最後に、国際国家の責任の問題でございます。

この点については森議員と全く同感でございます。二十一世紀への基礎づくりとして、積極的に

○議長(坂田道太君) 山本政弘君。  
〔山本政弘君登壇〕  
○山本政弘君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、中曾根綸理のポン・サミットからの帰国報告について質問をいたします。  
ポン・サミットの開幕に当たり、我が黨の石橋委員長は、総理に対し、大要二点について提言をいたしました。一つは、宇宙軍拡のサミットでなく不戦・非核のサミットにすべきである。もう一つは、日米欧の経済摩擦を解消し世界の経済安定化を図るサミットにすべきである。この二点でありました。第二次大戦終結四十年、広島、長崎被爆体験四十年の歴史的節目を踏まえて、二度と再び大戦の惨禍や被爆体験の悲劇を繰り返さないよう、ポン・サミットが不戦・非核の国際的誓いの舞台となることを私たちは望んでおりました。とりわけ、主催国西ドイツと並んで日本は、過ぐる第二次大戦の戦争責任を自覚し、ともに不戦・非核への政治責任を新たにしなければなりません。ところが、総理は、SDIによる対ソ優位を企図するレーガン米政府に同調し、ポン・サミットを西側同盟の政治、軍事的結束強化の場に転化しようとしているのは極めて遺憾であります。  
一月の二日訪米した総理は、レーガン大統領のSDI構想の研究開発に理解を示しました。レーガン大統領は、SDIが非核防衛の一種で抑止力を強化し核戦力の水準を引き下げるなどと述べております。しかし、他方では、ソ連が先に開発して一方的に配備してしまうと、二十年間抑止の限りどころとなってきた基盤が崩壊してしまうだろうと、こう述べております。これは、極めて奇妙な話だと思うのです。もしもそうであるなら、米国が最初に配備した場合でも、やはり抑止のより

どころとなってきた基盤は崩壊することになるは  
さすがにレーガン大統領はその点を気にしたた  
めか、弾道ミサイルに対する極めて有効な防衛シ  
ステムを開発することが可能であると判明され  
ば、我々は、アメリカとソ連が並行して、つまり  
そろって配備を行い、その結果 相互の安全保障  
と国際的安定が強化されるような状況も想定して  
いると述べてあります。これもまた、まことに筋  
の通らない話であります。もしそうだとすれば、  
初めから米ソが共同して開発すればいい、こうい  
う理屈になりませんか。それよりも何よりも初め  
から核削減の合意ができるはずでありませんか。  
また総理は、米国がSDIの研究に天文学的とも  
思える費用を使って、それが研究にとどまつてい  
るとでも思つておるのでしょうか。総理はSDI  
の研究開発に理解を示したというのですが、一体  
どういう理解をしたのですか、お伺いをいたしま  
す。

次に、ポン・サミットを前に中曾根・コール日  
独首相の会談で、一連の条件のもとにSDI研究  
は正当なもの、そういう見解で一致したというこ  
とであります。ですが、その二日後英國国際戦略研究所  
は、SDIについて、たとえ戦略防衛が可能であ  
ることが証明されても、それは戦略的安定を強め  
るよりもむしろそれを損なう可能性があるとし  
て、SDIの効力に強い疑問を投げかけておりま  
す。また、道義的に正当であるという表現は、た  
とえ条件をつけても理解を示すという方針を超え  
る、こう解釈するのが常識であって、これは技術  
的協力に一步踏み込みかねない危険を持つものと  
言えます。総理、なぜ慎重に対処をしなかつたの  
でしょうか、お伺いをいたします。

また、政治宣言の中に「我々は、ジュネーブに  
おける交渉の開始を歓迎する。我々は、アメリカ  
合衆国の積極的な提案を評価する。」とあります。  
前段は望ましいことであります。しかし、後段の  
積極的な提案とは何を意味しているのかはつきり

いたしません。現に米国、欧州諸国そして日本と、それぞれが都合のよい解釈をしているではありませんか。総理は、積極的な提案にはSDI構想は含まれていない、こう言われております。それは本当に確かでしようか、ひとつはつきりしていただきたいと思います。なぜなら、レーガン大統領は、歐州議会でも、依然として戦略はSDI構を基本とする立場を表明しておるからであります。それではジョンネーブにおける軍縮交渉の進展は期待できますまい。それは、形こそ異なれ、中米ニカラグアのサンディニスタ政権に対する経済制裁措置と同じように、米国の力の外交であるからであります。私は、サミットにおける総理の行動に、対米協調にウエートを置き過ぎた姿勢を感じます。議長総括にSDIを入れるよう主張したというお話を聞いております。総理のSDIへの対応は、もう一つ明確ではございません。総理は、どう行動し、発言をしたのでしょうか、重ねて経過を説明していただきたいのであります。

う一つ考えなければならないことがあるのではないでしょか。問題は文章ではありません。いかにして文章を現実のものにするかということあります。朝鮮半島の分断は、朝鮮民族自身が好んでつくったものではございません。その原因は遠く深く日本の植民地支配に原因があったことは、総理自身否定なさるまい。ベルリンの壁に歴史の苦惱を感じ、心の重いものがあつたとするならば、総理、あなたこそ日朝交流の精神を価値觀や体制の違いを越えて推し進めることに努力すべきではないでしょうか。朝鮮民主主義人民共和国に対する、従来の姿勢を変えるべきだと思いますが、いかがでしょか。

次は、経済宣言についてお伺いいたします。

米国の景気が減速し、世界経済の雲行きが怪くなりそうな中で、民間の活力を生かした成長を軸に参加国が役割分担を果たすという考えが出されました。日本は、外需傾斜型経済の是正を通じて、インフレなき持続成長に協力するということでした。一連の市場開放政策はそのためのものでした。総理は、サミット終了後の記者会見で、貿易黒字については非難がましいことはなかつた、四月九日の決定が影響力を持っていたと練り返し自賛しておられましたが、果たしてどうでしょうか。日本に対しあえて名指しの非難を避けたのは、今後積極的に日本政府が責任を実行するかどうかを緊張感を持って見守りておるというのが衆目の見るところであります。この点について、総理は包括的な市場開放策をとると言われておりますが、それで貿易摩擦が解消できるのでしょうか。市場開放策によってどれだけの輸入を期待しておるのか、できれば数字をお示し願いたいと思います。

政府は、巨大な貿易収支の黒字を米国などから非難されると、緊急輸入対策や弁解に躍起となってしまいます。米国の貿易赤字は、昨年一千二百三十三億ドルと急増いたしましたが、そのうち対日赤字は三百六十八億ドル、カナダ二百四億ドル、台

湾百十一億ドル、西独八十七億ドルで、金額こそ日本が一番多いが、その原因は共通しております。それはドル高ではありませんか。つまり、円が安いから輸出を一層刺激し、輸入を抑制している。円の割安が修正されないということではないでしょうか。総理は、日米首脳会談でドル高・高金利の是正を要請しましたが、日本が対米輸出黒字を続けているにもかかわらず、ドル高・円安が続くのはなぜでしょか。このことを是正しなければ、貿易の正常化はできません。私のお聞きしたいことは、むしろこの円安・ドル高、しかも日々に大幅に変動するドル高に対して、政府はどう対処するつもりですか、お伺いをいたしたいと思います。(拍手)

それでは、ドル高相場はどこから生まれるかと

いえ、米国の高金利からでしょか。米国のように先進国で金利が一〇%以上という異常事が続いたままにあります。せっかくの貯蓄が海外に流出することを放置すれば、国内の投資や消費をふやし国内の景気を刺激しようともできません。したがって、現在のアメリカの高金利が続くものとすれば、我が国は当然外國為替管理などの措置によって資本の流出をチェックする必要も出てくるのではないかどうかを緊張感を持って見守りておるというのが衆目の見るところであります。この点について、総理は包括的な市場開放策をとると言われておりますが、それで貿易摩擦が解消できるのでしょうか。市場開放策によってどれだけの輸入を期待しておるのか、できれば数字をお示し願いたいと思います。

私は、質問の初めに、石橋委員長の提案について申し上げました。総理は、ポン・サミットにつ

いて、平和と軍縮を一步進めたと評価しておられるようあります。しかし、総理の御報告を聞いてもなお欣然としないものが残ります。むしろ問題は、これから後一層深刻になってくるのではないか、これを恐れます。「北風と太陽」という寓話

であります。東西関係について、私は、今度のサミットが旅人にマントをもと強く握り締めさせます。

そこで、SDIに対する考え方

が、先ほど来申し上げましたような考えに立つて、私は、その道義的正当性を認めて、その研究

があります。東西関係について、私は、今度のサ

ミットが旅人にマントをもと強く握り締めさせ

ます。今度の日独首脳会談でも、かかる立場で一

貫して対処して、コール首相との会談においても

あります。東西関係について、私は、今度のサ

次に、ドル高是正の問題であります。我が相場は種々の要因が複雑に作用して高下しているものであります。昨年来のドル独歩高の要因として、米国経済の拡大あるいは米国の巨額な財政赤字、これを背景とした高金利等が原因にあると考えます。このため我が国は、従来より米国に対し高金利、ドル高の是正が必要であると指摘してきたところであり、今回サミットにおきましても、米国自身が財政赤字の大削減の重要性を認めておるところで、努力することあります。

なお、米国高金利を主因として米国への資本流出が生じておることは御指摘のとおりであります。このため我が国は、従来より米国に対して高金利の是正が必要であると主張し、今回のサミットにおいても、高金利問題は解決すべき重要課題であるとして取り上げられ、宣言の二カ所においてこの問題が論ぜられておるのであります。本問題解決のために、まず米国が財政赤字削減等の適切な政策運営を行い高金利を是正することが必要であり、我が国の金融為替政策を発動することは必ずしも適当でないと考えます。特に、現在生じている米国への資本流出は、いわば市場原理によるとした自然な民間資金の移動であります。これを人為的に統制することは困難であるとともに、適当でないと考えております。

次に、対外経済対策・輸入策の問題であります。

四月九日の対外経済対策により我が国の市場アクセスは一層改善されるものと考えられ、米国を初め諸外国からの輸入は増加するものと考えております。そのためにも我々は、四月九日の決定を有効ならしむるように今後努力していかなければならぬと思います。この輸入動向の数字等につきましては、為替相場の問題であるとか景気の変動の問題であるとかさまざまなものがあります。そこで、数字的にこれを表明することは困難であります。政府としては、アクションプログラムの策定、実施により、今後とも市場アクセスの改善等

を通じて輸入の促進に努める考え方であります。

税制の問題でござりますが、この点につきましては、国会におきましても、私は、かねてから

シーウップ税制以来の税制のゆがみを是正して、公平、公正等の原理に基づいて税制の改正を課題として検討したいと申しておりましたが、サミットにおきましても、将来の課題として税制改革を取り上げたいと言明したものであり、その内容についてはまだ白紙でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)【國務大臣竹下登君】まず、円安・ドル高問題でござります。

これは総理からお答えがございましたが、各國の貿易収支あるいは物価、金利動向、国際情勢等もあるものの要因が複雑に作用して、そして為替レートといふものは生まれてくるわけであります。昨年来のドルの独歩高は、これは米国経済の持続的拡大、また、ドル選好の強まり、特に短期的には米国の巨額な財政赤字を背景とした米国高金利、これに負うところが大きいことは御指摘のとおりであります。したがって、我が国としては機会あるごとに米国に対してドル高、高金利の是正を求めてきたところであります。が、今回のサミットにおいても我が国は同様の主張をなし、そして、アメリカ自身がそのことを自覚した上に立って、いわば自己宣言というような形で、財政赤字の大削減を達成することが重要であるということが宣言として述べられたわけでございます。

なお、最近米国経済の成長が鈍化しましたところから、ドルの相場は一時に比べますと落ちついだ動きになつております。いずれにしても、中期的には我が国の経済のファンダメンタルズはいいわけございます。

次に、税制の問題であります。総理からお答えがありましたように、公平、公正、簡素、選択並びに活力、こういう基本的視点を立って、税制全般について広範な角度から論議と検討を行なう必要があるという基本的な考え方にしております。したがって、具体的な方について予断を与えるような論議は今日の段階では差し控えるべきである、このように考えております。

以上で、お答えを終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 市川雄一君。

〔市川雄一君登壇〕

○市川雄一君 私は、公明党・国民会議を代表して、さきの先進国首脳会議いわゆるサミットに出

月の五ヵ国蔵相会議で合意いたしましたように、協調介入等々の措置をとることによって市場にシグナルを送っていくという考え方を持っておると

あります。

それから、次の問題は、恐らく山本さんは、米国の高金利による資本流出に対する金融為替管理政策の調整で何か措置がとれないかというようなことを念頭に置いての御質問ではなかろうかと思

います。

この問題は、基本的には今総理からお答えがあつたとおりでございます。いわばアメリカが財政の削減等の適切な政策運営を行うことが必要であります。

この問題は、基本的に何とされるかにつ

いては、残念ながら何うことができないのであります。

サミットの経済宣言では、名指しの対日批

判こそ避けられたものの、我が国に対する注文は

極めて厳しいものがあつたと言われております。

これまで世界経済をリードしてきた米国経済の停滞が現実のものになりつつある現在、我が国責

任はますます重くなつており、我が国の行動いかんによつては、集中砲火的批判を浴びる結果にもなりかねないのであります。まず、総理は、日本

経済が世界経済の持続的成長に果たす役割分担を

どのようない決意で実行されようとしているのか、その点をお伺いしたいと思います。特に、東京サ

ミットまでの一年間で実行できる確信があるのかどうか。もしあるならば、その裏づけを示していただきたいと思います。

経済宣言に盛り込まれた我が国の役割分担であ

る投資促進のための市場機能強化、輸入拡大など

は、端的に言えば、積極的に内需拡大のための具

体策を講じ、我が国の経済を外需依存型から内需

主導型に転換するよう要求されたものと言つても

過言ではないであります。政府がさきに決定し

た対外経済政策においても、内需拡大策について

は言葉のみあって具体的な行動が見当たりません。

総理は内需拡大にどのように取り組まれようとしておられるのか、御所見をお示しいただきたい

あります。(拍手)

特に、総理は、内需拡大に役立つよう三十二年ぶりに抜本的な税制改革を行うと各国首脳に約束

官報〔号外〕

されたと言われておりますが、単に内需拡大のための税制改革と言つても、その形態は所得税減税、法人税減税あるいは間接税の増税と公共投資の組み合せなど多種多様であります。この際、総理の言明された税制改革の内容はいかなるものか、それをお示しいただきたいと思ひます。また、その中に、直間比率の見直しを名目に既に政府が画策している大型間接税の導入に入るのかどうか、明確にしていただきたいと思います。

私は、我が国が課せられた責任を果たすために、内需拡大策について、かけ声だけではなく、当面の対策と中長期的対策に立て分けて、持続的に対処することが緊要と考えるものであります。

当面の対策は、我が党を初め共産党を除くと野党が合意している所得税減税の年内実施と寝たきり老人介護減税など政策減税の速やかな実施を始め、長期計画の進捗がおくれている生活関連公社投資の追加などを推進すべきであります。まず、これらについて総理の所見を伺うものであります。

また、内需拡大を中心的に維持するためには、その環境整備が極めて重要であります。私は、そのためには、国民の高い貯蓄性向を活用し、民間の活力によって、国公有地の活用も含め都市再開発や新市街地形成を進め居住環境の整備を図るとともに、質のよい、しかも低廉な住宅供給に積極的に取り組むべきであると考えるのであります。同時に、高齢化社会対策の一環として、特別養護老人ホームなど福祉関連の社会資本整備や、国際化社会に対応する多角的な教育投資も検討して重要であります。こうした考え方に対する総理の見解と具体的な方針をお伺いいたします。

総理、内需拡大策を実行に移す絶好の機会は来年度予算編成であります。来年度予算の概算要求と、内需拡大と行政改革の両立を主題としたものに軸換すべきであります。さらに、大型間接税の導入は、物価上昇を招き、景気後退をもたらし、内需

拡大に逆行するものであります。来年度以降もその導入は断念すべきであります、あわせて総理に答弁を求めるものであります。

次に、私は、今回のサミットに関して遺憾である二点について申し上げたい。

その第一点は、世界経済の最大の不安定要因である米国の財政赤字、高金利の早期解消に具体的策がなかつたことであります。米国の財政赤字、高金利は、ドル高によって米国との競争力の低下をもたらし、保護貿易主義を台頭させている重要な原因であります。我が国は、今後とも米国に対する財政赤字、高金利の是正を求めるとともに、その一環として、米ソ超大国が軍縮に努力するよう強く要請すべきであります。それそれにつき、総理の答弁を求めるものであります。

第二点は、新ラウンドの交渉開始は、世界経済の活性化と拡大を図る自由貿易体制の維持のために極めて重要であったにもかかわらず、その時期が明確に合意できなかつたことであります。我が国は、新ラウンドの交渉開始の早期実現に銳意努力すべきであります。特に今回のサミットを教訓にして、我が国の関税引き下げの前倒し実施、SEAAN諸国への配慮などを含めてどう対処していかれるのか、総理の見解を伺うものであります。

次に、政治問題についてお伺いいたします。

今回のサミットにおける政治問題の焦点は、米国の戦略防衛構想いわゆるSDIに対する対応であります。結果的には、当初から予想されていましたように、フランスなどの慎重な姿勢によつて政治宣言にも全く盛り込まれなかつたのであります。しかし、この問題の論議の中で中曾根総理の支持の行動をとつたのではないかとの疑問を持たざるを得ないのであります。だからこそ西欧諸国で、従来の研究に理解という立場を超えて、積極的的支持の行動をとつたのではないかとの疑問を持った態度は、SDIへの支持をサミットの場で取りつけようとするレーガン大統領の意を受け受け取つて、從来の研究に理解という立場を超えて、日本はSDIのマスコミ報道では、ほとんどが、日本はSDI

I支持というものであつたことが伝えられています。中曾根総理は、SDI問題について西側が分裂して相手に乗せられないことが大事であると述べ、また西ドイツのコール首相との会談では、SDIの研究計画は正当なものであるとの合意をしているのであります。改めて総理にお伺いしたのであります。ですが、西側の結束とは、総理、SDIを共同で支持することと考えているのかどうかということであります。

去る五月三日に発表されました英國戦略研の年次報告では、SDIは戦略的安定を損なう可能性があるとしており、今後数年間にわたる論争を呼び西側同盟内の亀裂を招くと述べていることをどう総理は評価するのでありますか。SDIの推進自体に問題があることを率直に認めるべきではなかつて、いかと思うのであります。が、総理の見解を伺いたいと思います。また、SDIの研究計画がなぜ正確に云々と判断されたのか、その根拠を明確に云々としていただきたいのです。また、これは総理の見解であります。が、総理の御所見を伺いたいのであります。

総理は、SDIについての五条件を示したとわれているのであります。が、この中で、SDIはABM条約の枠内であるとしておりますが、SDIはABM条約に違反するとの論議もあり、日本が参加することもABM条約違反になるのではないかと思われるのです。が、政府はこの点についてどういう見解を持っているのか、明瞭にしていただきたいのであります。

いずれにいたしましても、SDIは米国の大統領体制であり、ソ連を対象としたものであります。こうした構想に、非核三原則を国はとし平和主義憲法を持つ我が国が積極的に介入すべきではないかにしています。

SDIは米国の核戦略的であります。が、SDIについて積極的に参加も支持も協力もする考え方のないことをここに明確に約束すべきだと思うのであります。

が、所信を承りたいのであります。(拍手)

今回のサミットは、第二次大戦の終戦四十周年という歴史的な節目に当たって、戦争への反省、武力による威嚇と武力行使を慎む共同の責任などが政治宣言に盛り込まれたのであります。当面の問題への対処や駆け引きだけでなく、歴史への謙虚な反省と平和への取り組みが重要であると思うのであります。主催国である西ドイツではこうした配慮が行き届いていたにもかかわらず、中曾根総理は、こうした点についての日本の姿勢をより明確に示すべきではなかったかと思うのであります。

総理は、戦後四十年を経て我が国の歴史に対する反省をどのように受けとめておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。我が国が平和に徹するためには、憲法に基づく非核三原則をはじめ平和諸原則を堅持することであり、特に防衛費の対GNP比一%枠は我が国の自己抑制の平和原則であり堅持すべきであると思うのであります

が、総理の見解を改めて伺いたいと思います。

また政治宣言で、朝鮮半島の平和統一を支持し、そのための政治環境がつくられることを切望するとしているのでありますが、我が国として具体的にどのような取り組みをする所存なのか、北側との関係改善を進める考え方があるのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、ソ連との対話を促進し一段と平和な新世界をつくるよう呼びかけた政治宣言を言葉だけに終わらせないために、米ソ関係の改善、ジョンネーブでの交渉の進展、米ソ首脳会談の開催などが期待されるのであります。その展望と我が国の果たすべき役割を総理はどういうふうに考えておられるのか、また、懸案の日ソ関係の改善にどう取り組む方針であるか。これらの点を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣中曾根康弘君登壇】

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 市川議員にお答えをいたします。膨大な御質問をいただきましたので、簡潔にお答えをいたしたいと思います。

が、所信を承りたいのです。(拍手)  
今回のサミットは、第二次大戦の終戦四十周年という歴史的な節目に当たって、戦争への反省、武力による威嚇と武力行使を慎む共同の責任などが政治宣言に盛り込まれたのであります。当面の問題への対処や駆け引きだけでなく、歴史への謙虚な反省と平和への取り組みが重要であると思うのであります。主催国である西ドイツではこうした配慮が行き届いていたにもかかわらず、中曾根総理は、こうした点についての日本の姿勢をより明確に示すべきではなかったかと思うのであります。総理は、戦後四十年を経て我が国の歴史に対する反省をどのように受けとめておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。我が国が平和に徹するためには、憲法に基づく非核三原則をはじめ平和諸原則を堅持することであり、特に防衛費の対GNP比一%枠は我が国の自己抑制の平和原則であり堅持すべきであると思うのであります  
が、総理の見解を改めて伺いたいと思います。  
また政治宣言で、朝鮮半島の平和統一を支持し、そのための政治環境がつくられることを切望するとしているのでありますが、我が国として具体的にどのような取り組みをする所存なのか、北側との関係改善を進める考え方があるのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。  
最後に、ソ連との対話を促進し一段と平和な新世界をつくるよう呼びかけた政治宣言を言葉だけに終わらせないために、米ソ関係の改善、ジョンネーブでの交渉の進展、米ソ首脳会談の開催などが期待されるのであります。その展望と我が国の果たすべき役割を総理はどういうふうに考えておられるのか、また、懸案の日ソ関係の改善にどう取り組む方針であるか。これらの点を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣中曾根康弘君登壇】

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 市川議員にお答えをいたします。膨大な御質問をいただきましたので、簡潔にお答えをいたしたいと思います。

まず第一は、我が国の役割でござります。政府といたしましては、世界経済に占める我が国地位にかんがみまして、自由貿易体制の維持強化、調和ある对外經濟関係の形成、世界経済活性化への積極的な貢献を行う、こういう考えに立ちまして、私たちがサミットで申し上げた日本の仕事、役割を誠実に実行してまいりつもりであります。

次に、明年の東京サミットまでに約束が実行できるかどうかという御質問でございますが、約束は的確に実現するよう実行いたしてまいります。特に、ニューラウンドを推進するということは保護主義を防ぐためにも非常に重要な仕事でございまして、あらゆる国際機関やあるいは二国間の関係を通じまして努力もし、あるいは発展途上国につきましても、いろいろ努力をしてまいりたいと思っております。

次に、内需中心の成長の問題でございますが、我が国の経済は輸出の増加が一服していることもありまして、やや生産は今増勢が鈍化しておりますが、設備投資も順調であります。もちろんばらつきはございますけれども、全体としては景気は拡大しつつあります。对外経済問題諮問委員会の提案をよく尊重いたしまして政策運営に当たるという四月九日の決定を踏まえ、今後とも内需の伸長等につきましては民活等を中心にして努力しておりますが、内容は白紙であります。

次に、所得税減税等の問題については、いわゆる政策減税等の問題について、本日の幹事長・書記長会談の結果も踏まえまして、政府として適切に対処してまいります。六十年度予算編成は前年度を上回る水準を確保しておりまして、当面、六十年度予算の執行自体を適切に行なうことが重要であると考えております。

まず第一は、我が国の役割でござります。

政府といたしましては、世界経済に占める我が国地位にかんがみまして、自由貿易体制の維持強化、調和ある对外經濟関係の形成、世界経済活性化への積極的な貢献を行う、こういう考えに立ちまして、私たちがサミットで申し上げた日本の仕事、役割を誠実に実行してまいりつもりであります。

次に、明年の東京サミットまでに約束が実行できるかどうかという御質問でございますが、約束は的確に実現するよう実行いたしてまいります。特に、ニューラウンドを推進するということは保護主義を防ぐためにも非常に重要な仕事でございまして、あらゆる国際機関やあるいは二国間の関係を通じまして努力もし、あるいは発展途上国につきましても、いろいろ努力をしてまいりたいと思っております。

次に、内需中心の成長の問題でございますが、我が国の経済は輸出の増加が一服していることもありまして、やや生産は今増勢が鈍化しておりますが、設備投資も順調であります。もちろんばらつきはございますけれども、全体としては景気は拡大しつつあります。对外経済問題諮問委員会の提案をよく尊重いたしまして政策運営に当たるという四月九日の決定を踏まえ、今後とも内需の伸長等につきましては民活等を中心にして努力してまいりますが、内容は白紙であります。

次に、所得税減税等の問題については、いわゆる政策減税等の問題について、本日の幹事長・書記長会談の結果も踏まえまして、政府として適切に対処してまいります。六十年度予算編成は前年度を上回る水準を確保しておりまして、当面、六十年度予算の執行自体を適切に行なうことが重要であると考えております。

次に、民間活力の問題と都市再開発の問題であります。

従来より都市再開発関係の予算、税制等の拡充、都市計画及び建築規制の解除、国有地の有効活用等の施策を実行しておりますが、さらに総合的に強力に推進してまいります。

次に、福祉関連社会資本の整備の問題であります。

高齢化社会の進展に対応して、特別養護老人ホームなど社会福祉関連の社会資本を整備することとは非常に重要であると思われます。特別養護老人ホームにつきましては、社会福祉施設の中でも特

に重点的に整備しており、今後とも緊急性の高い地域を中心に努力してまいります。

次に、国際化社会に対応する教育投資の問題であります。

御指摘のとおり、このような教育投資は重大であります。こういう観点から、発展途上国からの留学生の受け入れ、学者・研究者の交流、語学教員の研修等種々の施策を実施しております。これ

に途上国への働きかけを今後強化してまいらなければならぬと思います。明年春の交渉開始に向けて一層の努力を行います。このためにも、関税引

き下げを初め我が国の市場アクセス改善等についでは、先般の対外経済対策で決めましたとおりこ

れを着実に実行してまいりたいと思います。A S E A N諸国を初め途上国との関心についても十分配慮を行う必要があり、貿易障壁の軽減、撤廃を通じて検討中であります。答申をいただきまして

検討してまいりたいと思います。

内需拡大の予算措置でございますが、我が国財政を取り巻く環境は極めて厳しい上に、高齢化社会あるいは国際社会の到来等を見込みまして、今後とも財政改革を強力に推進して財政の対応力を

回復していく必要があります。六十一年度予算編成に当たりましても、六十五年までには特例公債を依存体質から脱却する、公債依存度の引き下げに努力するという努力目標を掲げ、歳出歳入の両面にわたってぎりぎりの努力を行う必要があると思

います。したがいまして、厳しい概算要求の基準を設定せざるを得ない状況であると目下考えてお

ります。六十一年度におきましては、一般公共事業の事業費が厳しい状況にあることを踏まえまして、内需の拡大等についても、財政が積極的役割を果たすよ

りも民活等の考えによりまして民間資本を動員

し、民間経済を活発化するということを考えています。

大型間接税につきましては、先般米申し上げて

いるところであります。我が国としては、平和と軍縮にとって重要な意味を持つ米ソ・ジユネー

ブ交渉が早期に実質的に進展を見るよう今後とも積極的に努力して、できるだけ軍事費の削減を図るよう世界的に協力してまいりたいと思いま

す。

ニューラウンドにつきましては、フランス並びに途上国への働きかけを今後強化してまいらなければならぬと思います。明年春の交渉開始に向けて

ニユーラウンドにつきましては、フランス並びに途上国への働きかけを今後強化してまいらなければならぬと思います。明年春の交渉開始に向けて

かという御質問であります。これは誤解であります。それは、ジユネーブ会議におけるアメリカの申し出に對してそれを評価した、そういう意

味で、ジユネーブ会議に関する点をそういうふうに正当性というふうに考えた、評価したという意

味であります。このSDIに関する問題ではないのであります。

次に、英國戦略研究所の年次報告に言及されましたが、これについては、詳細に内容を調査して

みないとここでお答えすることは難しいと思いまが、一つの所見ではあるかもしれません。研究

した上で参考にいたしたいと思います。

次に、SDIにつきましては重ね重ね御質問がございましたが、研究に對して我々は理解をした

といふ態度で一貫しているということを重ねて申

し上げる次第であります。

次に、SDIにつきましては重ね重ね御質問がございましたが、研究に對して我々は理解をした

といふ態度で一貫しているということを重ねて申

し上げる次第であります。

次に、SDIにつきましては重ね重ね御質問がございましたが、研究に對して我々は理解をした

といふ態度で一貫しているということを重ねて申

し上げる次第であります。

次に、SDIにつきましては重ね重ね御質問がございましたが、研究に對して我々は理解をした

米ソ関係の改善につきましては、米ソ・ジエーブ交渉については直ちに合意が可能であるという甘い見通しは持っておりません。しかし、アメリカもソ連も、昨日來の新聞やテレビを見ますと、アメリカ大統領がソ連のゴルバチヨフ書記長に対し手紙を出したとか、ゴルバチヨフ書記長がアメリカ大統領に対して電報を打つて、四十周年記念というものをお互いに意義あらしむる行為をとつて、お互いが核開発を願つてゐるという趣旨の内容であつたと記憶しておりますが、これらの方針を我々は評価するものであります。既にアメリカ大統領はゴルバチヨフ書記長を招待しております。したがいまして、できるだけ早期に米ソ首脳会談が行われるように、私は、サミットの場におきましても米国大統領に勧告をいたしましたのであります。できるだけ早期にこれが行われて、全世界が安心できる体制に向かうように、今後とも積極的に努力してまいります。

日ソ関係につきましては、領土問題を解決して平和条約を締結するという基本的立場を踏まえて、さらに対話を拡充し相互理解を徹底するよう努力してまいります。

残余の答弁は外務大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○國務大臣(安倍晋太郎君) 市川議員にお答えをいたします。

SDIの問題につきましては、もう既に総理から詳細にわたくつて御説明がございました。我が国としては理解の域は出でおりません。今回のサミットにおきましても、SDIの研究を理解する、こういう線で一貫をしておることをはつきりと申し上げておきます。

なお、SDIにつきましての五条件についてお話をございましたが、政府は、ABM条約に基づく締約国の義務等につき有権的に解釈する立場にはありませんが、一般的にはABM条約は研究を禁じていない、こういうふうに承知をいたしております。また米国は、SDIの研究につきまして、ABM条約を含むいかなる条約上の義務にも背馳することはない旨明らかにしておる次第であります。

次に、朝鮮半島問題につきまして総理からもお答えがございましたが、現在、南北の対話が行われております。我々はこの対話を促進するための環境づくりに努力していかなければならぬと想うのであります。例えば、韓中間の交流に側面的に協力したり、あるいはまたソウル・オリエンピックの成功を期待するなどにより、政府としても従来より努力をしておりまして、今後とも米国や中国等と緊密に協力していく方針であります。また、日朝関係につきましては、今後とも経済、文化等の分野における交流を維持していく考え方であり、同時に、南北対話の今後の推移、朝鮮半島をめぐる国際情勢等を総合的に勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

日ソ関係につきましては、我が国的基本方針はあくまでも領土返還を確保して平和条約を結ぶということをございます。昨年来、我が国のイニシアチブによりまして日ソ間に種々のレベルでの対話、交流が行われてきておりますが、今後とも日ソ間の対話の強化拡大を通じて相互理解を増進し、日ソ間の諸懸案の解決に近づくべく努力をしていく考えでございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 米沢隆君。

〔米沢隆君登壇〕

○米沢隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となりました中曾根總理のポン・サミットからの帰国報告に関して、若干の質問を行います。

私は、世界の平和と繁栄に重大な義務と責任を共有する西側自由陣営の首脳が一堂に会して、当面する国際的諸課題について率直な意見交換を行い、その一致点を見出しつつ互いに協力していくこうというサミット開催の意義を正當に評価するものであります。しかし、今回のサミットは、戦略防衛構想いわゆるSDIや、新しい多角的貿易交渉いわゆる新ラウンドなど、主要テーマをめぐってフランスとアメリカなど各国との対立がこれまでになく目立ったサミットであったという印象が強く残りました。発表された政治宣言、経済宣言、議長総括は、その対立をどうやら克服して最大公約数を盛り込んだ苦心の作となっていますが、西側諸国の協調と結束という表面的な一致を求める余り、それは玉虫色の合意にとどまり、現状認識とその問題提起はあれども、問題解決のための政策手段は示されないという嫌いが若干ありますことは否めない事実であります。各国の利害の調整の難しさを改めて痛感いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

さて私は、このような認識を踏まえつゝ、表面に出ない部分をでき得る限り明らかにしていただくために、まず、サミットで議題となりました国際政治問題について質問をいたします。

まず第一は、米ソの緊張緩和を中心とする東西関係の改善の展望についてであります。

御案内のとおり、ジエネーブにおける米ソ軍縮交渉の再開は、過去数年間にわたって冷却化を続けていた米ソ関係、東西関係を徐々に改善させていくための糸口になるものでありまして、まことに喜ばしいことであります。その意味で、今回のサミットは、世界平和に大きな責任を持つ先進諸国が相互の連帯を一層強化しつつ、米ソのデタント回復と東西関係改善への動きを本格的なものに与えられた重要な課題の一つであったと言つても過言ではないと思います。

そのような観点から、私ども民社党は、サミットに出発する中曾根総理に対し、当然のことながら、来るべきサミットの場において我が国が、世界平和の基礎をなす米ソのデタント回復と東西関係の改善に向け、アメリカに対しなお一層の努力を尽くすよう求めること、特に再開された米ソ軍縮交渉の前進と核軍縮の実現を強く要求するとともに、米ソ首脳会談の早期開催を促すことを総理に要請いたしました。今回、その政治宣言において、ジエネーブの米ソ軍縮交渉を歓迎し、米国の方対ソ提案を評価するとともに、同交渉で合意が得られるようソ連の積極的かつ建設的行動を呼びかけられたことは、時宜を得た有意義なものであつたと評価するにやぶさかではありません。ただ、各国の認識の仕方に問題があつたのではないかと思われます。その観点から、以下四点についてお尋ねしたいと思います。

まず第一に、今回のサミットにおいて、かかる課題につき各国首脳の間でどのような議論が展開されて、どのような認識の一致が確認されたのか。

第二に、その際我が国としては、どのような意見表明と行動をなされたか。第三に、米ソ軍縮交渉と米ソ首脳会談の早期開催の今後の見通しについて、どのような感触を持たれたのか。また、その前進のためには今後の課題は那辺にあると考えられるか。第四に、各国首脳の間では、ソ連のゴルバチヨフ政権の誕生は東西の緊張緩和にとってどのような影響があると受けとめられているのか。また、それは日米欧の間で一致しているものかどうか。以上、四点につき一括して総理の御答弁を求めてます。

次に、今回のサミットの一つの焦点となりましたアメリカのSDIについて質問いたします。

我が党は、従来からSDIについては、これが日本を含む自由陣営全体の安全に役立つものか、核軍縮を促進し核兵器の廃絶につながるものか、それが防衛兵器であり非核兵器であるか、そしてSDIの研究が新たに米ソの宇宙軍拡競争を拡大することにならないかなど、これらの諸点を十分に解明した上で我が国は慎重に対処すべきであると主張してまいりました。

さて総理は、サミット出発前の記者会見や五月二日の日米首脳会談などにおいて、再三にわたり自由世界の安全保障は不可分であるということを

表明され、SDIへの対応を含めて西側の結束の

重要性、必要性を強調しておられました。それは聞きようによつては、あたかも総理は、米ソ軍縮交渉に当たりSDIの戦略的有効性を考慮され、NATOの戦略も含めて日米欧が一体となつてソ連に当たるという集団的自衛権に類似した考え方を打ち出しているようにも見えました。すなわち、我が国が対ソ世界戦略の一翼を担う姿勢を一

段と明確にしたような印象を受けましたが、西側の結束の重要性を強調される中曾根総理の真意は、一体どこにあったのでございましょうか。

また今回、SDIについて玉虫色の合意にとど

まつた最大の理由は、フランスの反対にあつたこ

とは周知のとおりであります。ミッテラン大統領

は、サミット後の記者会見でSDIに対する不参

加を表明したと伝えられます。が、フランスの反対

理由とフランスのSDIに対する不参加問題を總

理はどうに考えられますか、今後またアメリ

カはどうのような動きをしていくと見ておられるの

か、あわせて御質問をいたします。

さて総理は、今回のサミットでは、SDIにつ

いては研究に対する理解以上の態度を踏み出して

いない、研究参加は今後検討するということであ

りました。しかし今後、アメリカからの研究参加

要請、技術協力要請は熱烈に行われる見なけれ

ばなりません。この際、改めて、政府としては今

後どのような方針で臨まれるのか、なお安倍外務

大臣は、サミット後の記者会見でSDIに対する

態度表明の時期については本年九月以降となる

と言われたとされておりますが、総理としてはい

つごろまでをめどにその態度を明確にされるの

か、総理の御見解を承りたいと思います。

次に、経済問題について御質問いたします。

新ラウンドは、アメリカの財政赤字や貿易赤

字、欧州の一〇%を超える高失業率を背景に各国

で台頭しつつある保護貿易主義を抑制し、自由貿

易体制を維持発展させるため、我が国が提唱、推

進してきたものであります。しかし、政府の努力

にもかかわりませず、昨年に引き続きフランスや

イタリアの強い抵抗に遭い、今回の経済宣言に示

されたおりましたように、交渉開始の時期はできる

限り早期にとしか合意できず、我々のほとんどは

一九八六年中であるべきだと考えるという表現に

とどまざるを得なかつたことは、まさに遺憾であります。

総理は、今回の経緯を顧みて、何が障害である

と認識されているのか、また今後、国際的合意へ

の環境づくりは我が国の大重要な課題だと思われます

が、どのように対処されるおつもりか、今後の

見通しと対処方針を明らかにしていただきたいと

思います。特に、新ラウンドに反対しているフラン

スを交渉のテーブルに着かすことが重要である

と思うのであります。どのようにしたらフラン

なりましたアメリカ経済は緩やかな成長軌道へ移

りつつあると言われますが、御承知のとおり、財

政赤字と經常収支赤字という巨額な双子の赤字を

抱えており、この解決こそ今回サミットのキヤツ

チフレーズになりましたインフレなき持続的成長

を達成する上で重要なかぎを握っていると言えま

しょう。また、それゆえのアメリカの高金利、ド

ル高は、対米輸出増を通じ各国の景気回復を容易

にしている面もありますが、途上国に債務負担の

増大をもたらし、各国の景気刺激策を制約するな

ど世界経済に大きな影響を与えている面も見逃せ

ない事実であります。

同時に、高金利、ドル高は貿易収支の不均衡の

拡大を招いております。昨年の貿易統計によりま

い、研究参加は今後検討するということであ

りました。しかし今後、アメリカからの研究参加

要請、技術協力要請は熱烈に行われる見なけれ

ばなりません。この際、改めて、政府としては今

後どのような方針で臨まれるのか、なお安倍外務

大臣は、サミット後の記者会見でSDIに対する

態度表明の時期については本年九月以降となる

と言われたとされておりますが、総理としてはい

つごろまでをめどにその態度を明確にされるの

か、総理の御見解を承りたいと思います。

次に、経済問題について御質問いたします。

新ラウンドは、アメリカの財政赤字や貿易赤

字、欧州の一〇%を超える高失業率を背景に各国

で台頭しつつある保護貿易主義を抑制し、自由貿

易体制を維持発展させるため、我が国が提唱、推

進してきたものであります。しかし、政府の努力

にもかかわりませず、昨年に引き続きフランスや

イタリアの強い抵抗に遭い、今回の経済宣言に示

されたおりましたように、交渉開始の時期はできる

限り早期にとしか合意できず、我々のほとんどは

一九八六年中であるべきだと考えるという表現に

とどまざるを得なかつたことは、まさに遺憾であります。

総理は、今回の経緯を顧みて、何が障害である

と認識されているのか、また今後、国際的合意へ

の環境づくりは我が国の大重要な課題だと思われます

が、どのように対処されるおつもりか、今後の

見通しと対処方針を明らかにしていただきたいと

思います。特に、新ラウンドに反対しているフラン

スを交渉のテーブルに着かすことが重要である

と思うのであります。どのようにしたらフラン

スを交渉のテーブルに着かうことが重要である

と思うのであります。どのようにしたらフラン

スを交渉のテーブルに着か

スが参加できる条件と環境が生まれるとお考えか、また、そのため日本として今後どのような努力を尽くす方針か、政府の見解を求めるものであります。(拍手)

第二に、経済宣言に、相当数の先進国及び途上国が新ラウンドに活発に参加することが肝要であるとの合意がなされておりますが、途上国の参加については一部では批判的な意見も強いと聞きましたが、どのようにしてそれらの開発途上国を参加させていくのでありますか、サミットにおいてこの点についての議論がなされたのでありますか、お伺いをいたします。

## 号外(号)

さて次に、世界経済における我が国の役割について御質問いたします。

今回の宣言の特徴として、世界経済がインフレなき成長を達成するため、マクロ経済政策で参加七カ国が実施すべき政策が列挙されております。我が国は、市場アクセスの改善、輸入の拡大、市場機能の強化などを約束しておりますが、七月に策定される中期の市場開放行動計画にそのすべての解決をゆだねるのでありますか、それともこのほかに对外的約束を実行する施策を場合によつては別途つくるられる方針か。これからの一連の市場開放によって日本が目に見える効果を上げて黒字減らしを実行できなければ、来年の東京サミットは対日批判一色になる可能性があります。この点を踏まえ、我が国の市場開放推進の具体的方針につき御答弁をいただきたいと存じます。

ここで、今後の市場開放に関連してお尋ねしたいことは、今後の農産物の取り扱いについてであります。

総理は、サミット出発前の対外経済対策推進本

部の会合の席上、聖域なしの市場開放を表明されました。それに對して農民や農業団体は、一層強まるであろう農業への風圧に大きな不安と危機意識を強めています。この際、改めて、七月の市場開放行動計画策定並びに来るべき新ラウンド交渉における農畜産物の取り扱いにつき配慮がなされるべきであるという観点から、今後の方針をお伺いいたします。

最後に、今後の我が国の経済政策のあり方につき質問をいたします。

御承知のとおり、世界経済の動向を左右するアメリカの実質経済成長率が、本年の第一・四半期に年率一・三%という予想外に低い水準に落ち込んだのは御承知のとおりであります。世界経済が今後順調に拡大できるかどうかは、これまでのアメリカ経済牽引型から、アメリカ、日本、欧州諸国による役割分担型の経済成長に転換できるかどうかにかかるにかかっておるのであります。我が党はかねてより、我が国が速やかに政策転換を行い、積極経済政策による内需拡大と市場開放を行うべきであると主張してまいりました。この際、政府は、今までのような場当たり的な対応を繰り返すのではなく、外需依存の経済運営を改め、個人消費の拡大、社会資本投資の拡大、実効ある民間活力の活用によって、中長期にわたる本格的な内需拡大策の実行を行うべきだと考えます。そのため、相手の会合の席上、聖域なしの市場開放を表明されました。それに對して農民や農業団体は、一層強まるであろう農業への風圧に大きな不安と危機意識を強めています。この際、改めて、七月の市場開放行動計画策定並びに来るべき新ラウンド交渉における農畜産物の取り扱いにつき配慮がなされるべきであるという観点から、今後の方針をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 米沢議員にお答えをいたします。

まず第一問は、米ソ交渉とテントの問題であります。

平和と軍縮にとって重要な意味を持つ米ソ・ジユネーブ交渉の成功のため、サミット国が連帯して取り組むことの重要性について、参加首脳の間では広く意見が一致した次第であります。私は、米ソ首脳会談の早期実現を初め東西対話促進の重要性を強く訴えまして、このような主張は政治宣言にも反映したところでござります。

緊張緩和の見通し、米ソ首脳会談の見通し等でございますが、米ソ・ジユネーブ交渉につきましては、直ちに合意が可能との見通しは甘いと思ひます。しかし、ソ連の積極的かつ建設的な対応を期待しております。米ソ首脳会談については、米国は既にゴルバチョフ書記長を招待しておりまして、ソ連側も前向きの姿勢であります。すなわち、四月八日のプラウダによりますと、ゴルバチョフ書記長は、プラウダ編集長との会見で、米ソ首脳会談の可能性について肯定的な態度が双方から表明されたといふことができる、その実施の時期と場所は今後合意の対象となるうと述べた

内需拡大に資するものだと大見えを切られたそうであります。となりましたと、少なくとも来年の東京サミットまでには、減税なり労働時間の短縮なり、すべてを実現することが総理の国際的な約束だと思いますが、いかがでしょうか。

総理の前向きな答弁を求めて、私の質問を終わらざります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 米沢議員にお答えをいたします。

まず第一問は、米ソ交渉とテントの問題であります。

平和と軍縮にとって重要な意味を持つ米ソ・ジユネーブ交渉の成功のため、サミット国が連帯して取り組むことの重要性について、参加首脳の間では広く意見が一致した次第であります。私は、米ソ首脳会談の早期実現を初め東西対話促進の重要性を強く訴えまして、このような主張は政治宣言にも反映したところでござります。

緊張緩和の見通し、米ソ首脳会談の見通し等でございますが、米ソ・ジユネーブ交渉につきましては、直ちに合意が可能との見通しは甘いと思ひます。しかし、ソ連の積極的かつ建設的な対応を期待しております。米ソ首脳会談については、米国は既にゴルバチョフ書記長を招待しておりまして、ソ連側も前向きの姿勢であります。すなわち、四月八日のプラウダによりますと、ゴルバ

チョフ書記長は、プラウダ編集長との会見で、米ソ首脳会談の可能性について肯定的な態度が双方から表明されたといふことができる、その実施の時期と場所は今後合意の対象となるうと述べた

るならば、我々は大いに歓迎し、促進していきたないと考えておるところでございます。

ゴルバチョフ新政権に対する見方でございますが、サミット参加国首脳の大見方は、ゴルバチョフ新書記長は新しい型のソ連の指導者である、そしてゴルバチョフ書記長の今後の指導力の発揮に期待を抱いておるが、ソ連は集団指導の国でもあり、当面新政権の出方を慎重に見守る必要があるという点で一致いたしました。米ソ首脳会談の開催につきましては、私よりレーガン大統領に対しても、できるだけ早くゴルバチョフ書記長と会談すべきである。あるいは十月に国連総会があるかもしれません、あるいは九月に国連総会記念日があるかもしれない、あらゆるチャンスをつかまえてなるだけ早くやる方がいいと思う。仮にその場合、意見が対立しても、あなたの考え方をソ連の指導者に直接話すというところに意味がある、また相手方の意見を直接聞くという点に意味がある、そういうことを申して、これを激励したのであります。

次に、INFとサミットの関係でござりますが、中距離核戦力いわゆるINFの分野においては、米国と欧州諸国との間で從来から緊密な連絡と協議が行われております。意見の相違はありません。フランスのミッテラン大統領も前のヴィラアムズバーグ宣言には署名をして賛成もしておられるわけであります。今次サミット宣言においては、INFを含む現存する核兵器の水準の意味ある削減交渉の重要性に言及しておりますと同様に、ジユネーブ交渉におけるINF分野での米

国は積極的な提案を評価し、同交渉において有意義な合意が達せられるようソ連の積極的かつ建設的な行動を要請した、こういう次第であります。次に、SDIに対するフランスの態度等の御質問でござりますが、今次サミットでは、SDIについては主として米国の考え方の説明を聴取したことによりまして、西側の結束が乱れていたということはありません。アメリカは、日米首脳会談の場におきましては、今後ともフランスも含めて各国とも密接に協議していくということを言い、私もさきに申し上げました五原則を示して、意見の一一致を見た次第なのであります。

ては、従来よりサミット参加国間には一致した認識がござります。特に朝鮮半島問題につきましては、南北当事者による平和的解決を可能とするような環境醸成を切望するとの認識をサミット参加国の同意を得て政治宣言で言及したということは、意義があつたと思ひます。また、カンボジア問題につきましても、今次サミットの場におきまして、右の従来の認識を参加国で再確認したということでござります。

検討しつつ発展途上国への利害について十分配慮する必要があると思っております。こういうようか考えに立ちまして、今後ともOECDそのほかのあらゆる機会を通じて努力いたしまりたいと存思います。フランスも、先般行われたOECDの閣僚理事会におきましては、なるだけ速やかに交渉を開始するという点においては一致したわけであります。したがいまして、内容とか進め方について問題がありとしておると考えますので、内容や進め方について十分理解を得られるよう今までと努力してまいりたいと考えておりますところでござります。

シヨン・プログラムの内容は、関税それから輸入制限、基準認証・輸入プロセス、政府調達、金融・資本市場、サービスの六項目を包含しているものと考えます。

次に、この行動計画における農産物の取り扱いの問題であります。

アクション・プログラムの策定に当たりましては、原則自由、例外制限という基本的視点に立って対応しております。この場合、例外として取り扱われる制限分野に属させるものは、国家の安全とか環境保全とか国民生活の安定維持あるいは安全にかかるもの、その他国際的にも十分説明し得るものごとに限るべきである、そのように考えております。

御質問でございますが、今次サミットにおきましては米国の考え方を聞いたと前に申し上げたところです。今後研究参加の問題については慎重に検討していくという態度で一貫してまいりました。

朝鮮半島の問題でございます。またアジア対策の問題でございますが、アジアの平和と安定のために、中国の近代化努力に対する協力、朝鮮半島における緊張緩和及びカンボジア問題の早期解決のための環境づくりに対する努力が不可欠であると考えております。かかる考え方につきまし

るいは発展途上国に対する配慮、市場開放等々あるいはアフリカ援助に対する共同一致の対処措置等につきましても合意ができましたことは評価すべきであると考えます。

ニーランドに関する農業やフランスの扱いの問題でございますが、フランスは御指摘のとおりヨーロッパにおける共通農業政策を重要視しております。これが崩されることについて非常な危険を感じておったのではないかと想像いたしております。また、我々がニーランドを進めていくにつきましては、これらのフランスの考え方

のメリットを十分途上国に理解していただきやすくなるに努力することが必要であり、先進国及び途上国が相ともにお互いに平等に交渉に参加して行うべきことが大事であり、また内容についてはバランスのとれたパッケージによる内容を目指すところが大事であると考えております。これらなどをつきましては、途上国の理解も得るように今後も努力してまいります。

アクションプログラム策定につきましては、ヘンブリ省庁が策定委員会を設置して鏡音検討中であります。この対象期間は原則として三年以内。アクション

員会の提案等も十分尊重して政策運営に当たる、そして四月九日の決定を踏まえ、今後とも民需、民活中心の経済成長の達成を図つてまいる所存であります。

減税につきましては、先般来申し上げておるところでございまして、内容については白紙でござりますが、今国会における各政党間の話し合いたつきましては尊重してまいる所存でございます。

最後に、労働時間の短縮の問題でござりますが、労働時間の短縮は、労働者の生活の充実、国際化への対応等の観点に加え、消費機会を増大さ

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第一二十六号

### 帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

検討しつつ发展途上国の利害について十分配慮する必要があると思っております。こういうようか考えに立ちまして、今後ともO E C D そのほかの関係理事会におきましては、なるだけ速やかに交渉を開始するという点においては一致したわけであります。したがいまして、内容とか進め方に置いて問題がありとしておると考えますので、内容や進め方について十分理解を得られるように今後とも努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ニューラウンドにおける事務レベルの問題でござります。

この夏の終わりまでに高級事務レベルにおける準備交渉を行いまして、交渉の事項及び様態について広いコンセンサスを得るようになります努力が必要となります。このような考えに立って早速始めたいと思つております。

途上国の参加促進方策につきましては、貿易壁の整減、撤発を通ずる市場の拡大等新ラウンドのメリットを十分途上国に理解していただきながらに努力することが必要であり、先進国及び途上国が相ともにお互いに平等に交渉に参加して行うことが大事であり、また内容についてはバランスのとれたパッケージによる内容を目指すところが大事であると考えております。これらにつきましては、途上国との理解も得るように今後とも努力してまいります。

アクションプログラム策定につきましては、へんりょう省庁が策定委員会を設置して銳意検討中であります。この対象期間は原則として三年以内。アカ

次に、この行動計画における農産物の取り扱いの問題であります。

アクションプログラムの策定に当たりましては、原則自由、例外制限という基本的視点に立って対応しております。この場合、例外として取り扱われる制限分野に属させるものは、国家の安全とか環境保全とか国民生活の安定維持あるいは安全にかかるるもの、その他国際的にも十分説明し得るものに限る必要がある、そのように考えております。農業については、国民生活あるいは国民経済における役目等々も十分考えて、その特殊性に留意しつつ行なうべきものであると考えております。

次に、内需の振興の問題でございますが、我が国経済は、輸出の増勢が一服している等もありますして生産がやや増強鈍化しておりますが、全般的には景気は、ぱらつきがあるものの緩やかに上昇していると考えております。対外経済問題諮問委員会の提案等も十分尊重して政策運営に当たる、そして四月九日の決定を踏まえ、今後とも民需、民活中心の経済成長の達成を図つてまいる所存であります。

減税につきましては、先般来申し上げておるところでございまして、内容については白紙でございますが、今国会における各政党間の話し合ひにつきましては尊重してまいる所存でございます。

最後に、労働時間の短縮の問題でございますが、労働時間の短縮は、労働者の生活の充実、国際化への対応等の観点に加え、消費機会を増大さ

せ内需を拡大するという観点もありまして、必要であると考えます。週休二日制の普及、年次有給休暇の消化促進等を重点に、その促進に引き続き努力してまいる考え方であります。

○副議長（勝間田清一君）　工藤晃君。

二鹿子書卷之三

（工藤義典 私は 日本共産党・革新共同代表し、総理のボン・サミット帰国報告について質問します。）

本年は、第二次大戦終了四十年であり、広島・長崎被爆四十年であります。ボン・サミットの政治宣言は、第二次大戦からの歴史の教訓について述べております。今日、第二次大戦からの教訓を学ぶことは非常に重要であります。問題は何を学ぶかであります。唯一の被爆国国民が最大の教訓にしなければならないことは、核戦争を絶対に許してはならないことであります。この四十年間、核兵器は恐ろしい勢いでふえ続け、地球上既に五万発あると見られ、人類全体が核による絶滅の危機に直面しております。今もし第三次世界大戦が起これば、核戦争になることは避けられません。この核戦争を阻止するためには、核兵器をなくすことこそ急務であります。

本年一月の米ソ外相共同声明に基づいて現在ジエネラープで行われている米ソ交渉は、明確に、あらゆる領域での核兵器の完全廃絶を交渉の目標として掲げています。米ソがその気にさえなれば、核兵器廃絶という人類の願いが実現に向かう局面が開かれております。第二次大戦四十周年に当たってその教訓を学ぶとするならば、サミット

（略）

また、政治宣言は、核兵器廃絶に言及しないだけでなく、ジュネーブ交渉で核兵器廃絶を十年生じたとか来世紀の問題として事实上棚上げしているレーガン大統領の立場を支持し、我々はアメリカ合衆国の積極的な提案を評価していると言つては車大であります。我が党は党首会談でも、核兵器廃絶の公約棚上げへの懸念を表明し、総理に米ソ双方が核兵器廃絶の合意実現を交渉の中心目標として正面から追求するよう、総理がそのため努力されるよう要請しましたが、あなたは反対に、事実上の核兵器廃絶棚上げを支持するというのでしょうか。総理の立場を明確にしていただきたいのであります。（拍手）

政治宣言の中に、ジュネーブ交渉における「アメリカ合衆国の積極的な提案を評価する」との表現にはこれにはSDIは含まれていないとながるも、背景説明では、SDI研究はサミットの場で各国から理解を得られたと説明するなど巧みに使い分けをしている事実があります。總理、あなたは「アメリカ合衆国の積極的な提案を評価するなど巧みに使い分けをしている事実があります。總理、あなたは一体そのことを主張されたのかどうか、答弁を求めます。（拍手）

そのイギリスでさえ、ハウ外相はSDIに強い疑念をあらわしています。このように、西ヨーロッパ諸国のSDIへの疑惑は極めて深刻であり、アメリカの孤立が懸念されていたとき、中曾根首相は、各国首脳との個別会談などを通じ、SDIでの合意取りまとめで積極的に動いた、米国の下請の印象が極めて強かつたと報道されていることは極めて重大であります。ヨーロッペの新聞は、中曾根首相はSDI全面支持と報したほどであります。総理は、ポン訪問中、各国首脳との個別会談を含めて、どのようなことをやってこられたのか、詳しく国会に報告すべきでありますし、そのことを求めるものであります。

総理、SDIで核兵器を廃絶できるという宣伝ほど人を欺くものはありません。核兵器を廃絶すれば、宇宙から核兵器を撃ち落とす必要もなくなるではありませんか。この当たり前のことをサミットでなぜ堂々と述べなかつたのですか、答弁を求めます。

SDIが使われるときは、核戦争が始まつたときであります。そのとき人類が受ける被害が甚大なことは変わらないのです。また、SDIを使う側は、それで優位に立つことによって核戦

たな困難に直面すると指摘したと伝えられました  
が、当然のことだと考えます。

總理、これでもあなたは、SDIは核兵器の廢  
絶をもたらすとか核戦争を押しとどめるというこ  
とを信じられますか。核戦争を阻止できるのは、  
SDIを開発する技術ではなくて、核兵器廢絶の  
政治的意圖ではありますか。あなたは、今この  
場で、被爆国日本の首相として、レーガン政権の  
SDIを一切支持しない、それに協力しないと表  
明すべきであります。明確な答弁を求めるもので  
あります。(拍手)

日独伊の軍国主義、ファシズムの侵略から始  
まった第二次大戦から今日学ぶべき深刻な教訓  
は、一切の帝国主義、霸權主義による諸民族の主  
権じゅうりんを許さないことがあります。グレナ  
ダ、ニカラグアであれ、アフガニスタンであれ、  
諸民族の主権じゅうりんを許してはならないとい  
うことであります。レーガン政権は今ニカラグアで  
政府を打倒するための干渉を強めております。五  
月一日ニカラグアに対し全面禁輸など経済制裁措  
置をとると発表しました。この経済制裁一つとい  
ても、レーガン政権がやっていることは、國際法  
上確立した不干渉の義務違反でありませんか。

帰国報告についての発言に対する工藤晃君の質疑

る。」という表現の中にSDIは含まれていると考  
えるのかどうか、明確な答弁を求めます。  
アメリカがSDI問題でサミット参加国の支持  
を取りつけようとしたことから、SDI問題はボ  
ン・サミットの焦点の一つとなりました。しか  
し、結果は、フランスやカナダが研究への参加を  
公式に拒否し、研究参加を公式に表明したのは西  
ドイツとイタリアだけでした。そのほかイギリス  
は民間ベースでの参加の意図表明をしましたが、

争開始の誘惑を大きくすることでしょう。さらにSDIにはエックス線レーザーの応用など核爆発を利用する第三世代の核兵器が使用されようとしています。SDIの開発は、SDIをくぐり抜ける核兵器の開発や、SDIを破壊する兵器体系の系の開発を促し、宇宙での軍拡を含め、核軍拡の悪循環を新たな次元に推し進めることは必至ではありませんか。最近発表されたイギリスの国際戦略研究所の年次報告書は、SDIの推進で軍縮はより一層困難になると指摘しています。

国連総会は、一九七〇年の国際連合憲章に従う国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言の決議、七三年の天然資源に対する永久的主権の決議でも、このような経済制裁をはつきりと非難しております。今回の政治宣言でも、自由、民主主義の諸原則の重要性を強調しておりますが、それとどう合致するというのですか。

安倍外相はアメリカのニカラグアへの経済制裁に理解を示されましたが、これは許されないことがあります。総理も安倍外相と同じ考え方であります。国民の意思によって成立した政府を自らの気に食わない政府であるから踏みつぶそうとのことです。レーガン政権のニカラグア干渉に対する反対を表明すべきだと考えます。

次に、経済問題で伺います。

今、アメリカの大軍拡、財政赤字に起因する高金利、ドル高は、アメリカの一千万ドルを超える貿易収支の赤字、債務国への転落を招いたばかりか、世界経済の危機を長引きさせ、貿易摩擦を激化するなど世界経済に悪影響を及ぼしております。この深刻な問題に対処するには、アメリカに軍縮を求め、財政赤字、高金利、ドル高の是正を求めることがどうしても必要であります。総理は、なぜ日米経済摩擦で、これまで政府は、アメリカの市場開放要求に譲歩を重ね、国民生活、農林水産

業、中小企業に犠牲を押しつけてきました。四月九日の対外経済対策に続き、ポンでも日本の譲歩が続けられようとしたことは重大であります。安倍外相は、シエルツ国務長官から一千万トンの穀物輸入を要請されたが、その場ではつきり断られたのかどうか、答弁を求めるものであります。

我が国貿易黒字の国内的要因について言えば、日本の大企業の国際競争力を異常に強くしている低賃金、長時間労働、非人間的超過密労働、乾いたタオルも較り上げるような下請中小企業支配にあります。日本の労働者の年間総労働時間は、アメリカと比べ二百五十四時間、西ドイツと比べると五百三十九時間も多いのであります。小型車のコストに占める人件費は、日本はアメリカの一七%にすぎません。この驚くべき労働条件格差を放置したままでは、日本が貿易摩擦を引き起こすことは明らかではありませんか。総理は、ボン・サミットでは、このような日本の労働条件のは是正の方向を提示してはおりません。総理、あなたは、引き続き我が国の労働者に劣悪な労働条件を押しつけ、大企業の輸出競争力を一層強めようとしているのですか。答弁を求めるものであります。

総理は、日本の役割として、三十二年ぶりの大改革の内容は一体何ですか。この国会で総理が税制改革の内容として強調されたのは、国民が強く反対している大型間接税の導入に着手することであります。なぜ、世界経済に悪影響を及ぼしておられます。この深刻な問題に対処するには、アメリカに軍縮を認めます。

次に、内閣総理大臣(中曾根康弘君)、工藤議員にお答えをいたします。

我が国貿易黒字の国内的要因について言えば、日本の大企業の国際競争力を異常に強くしている低賃金、長時間労働、非人間的超過密労働、乾いたタオルも較り上げるような下請中小企業支配にあります。日本の労働者の年間総労働時間は、アメリカと比べ二百五十四時間、西ドイツと比べると五百三十九時間も多いのであります。小型車のコストに占める人件費は、日本はアメリカの一七%にすぎません。この驚くべき労働条件格差を放置したままでは、日本が貿易摩擦を引き起こすことは明らかではありませんか。総理は、ボン・サミットでは、このような日本の労働条件のは是正の方向を提示してはおりません。総理、あなたは、引き続き我が国の労働者に劣悪な労働条件を押しつけ、大企業の輸出競争力を一層強めようとしているのですか。答弁を求めるものであります。

総理は、日本の役割として、三十二年ぶりの大改革の内容は一体何ですか。この国会で総理が税制改革の内容として強調されたのは、国民が強く反対している大型間接税の導入に着手することであります。なぜ、世界経済に悪影響を及ぼしておられます。この深刻な問題に対処するには、アメリカに軍縮を認めます。

最後に、核兵器廃絶を世界政治の中心課題として位置づけ、民族自決権を守るとともに、国民の生活と権利の擁護のためさらに奮闘する我々の決意を述べて、私の質問を終わりります。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 工藤議員にお答えをいたします。

まず、核兵器廃絶とサミットの問題でございまして、この点につきましては、米ソ首脳会談を促進するように私から促した次第でございまして、核兵器廃絶のために一生懸命努力しておるところです。

次に、核兵器の廃絶に関しては、今回の政治宣言等におきましては、自由、平和、民主主義の価値において我々が再び結束する、そしてジーネーブ会談を支持する、米国の提案を評価する、そういうことを言っておりまして、アメリカ側は、ゼロオブジョンイわゆる核兵器をゼロにするところまで努力しようということを言っておるの

であります。そういうことを含めて、そういうことを御認識願いたいと思います。

その次に、SDIに関する問題でございますが、一月の日米首脳会談におきまして、非核であり防衛兵器であり核兵器の廃絶を目指すという意味において道義的正当性を認め理解すると申したのであります。それ以上は出ないと一貫して申し上げておるとおりであります。

その次は、個別会談においてSDIの取りまとめに走ったのではないかという御質問であります

が、そういうことは全くございません。各国は、おののSDIにつきましては固有の立場をお持ちでございます。私は、日本は理解をするとい

立場であり、米国に対して五原則を言って、米国も同調した、そういうことはドイツその他に申したとおりであります。

さらに、核兵器の廃絶につきましては、先ほど申し上げましたように、アメリカの大統領の書簡あるいはソ連の書記長のアメリカ大統領に対する電報等によりまして、両方とも核兵器の廃絶を目指しておるようであって、我々は熱心にこの態度を支援していただきたいと考えております。

次に、ニカラグア問題でございますが、我が国は、かねてから中米問題の解決につきましては、コンタドーラ・グループによる域内の和平努力を強く支持しており、今後もその考え方であります。

そこで同時に、地域における民主主義、社会の安定という問題も重要な問題ではないかと思っております。

次に、休暇の問題でございますが、週休二日制の一層の普及あるいは年次休暇ができるだけ十分となるようになる、こういうようなやり方によりまして、労使の自主的努力を基本にして一層拡充してまいりたいと思っておる次第でござります。

税制につきましては、将来の課題として我が国も税制改革を考えているということを発言したのであり、内容については白紙であります。

残余の答弁は外務大臣からいたします。(拍手)

○國務大臣(安倍晋太郎君) ポンにおいて行われました日米外相会談におきまして、シエルツ長官より、一千万トンを上限として米国産穀物を我が国が援助用として購入する、こういうアメリカ側の構想が提示されたわけでございますが、これに

十万トン程度であること、また開発途上国産穀物の使用を優先することになつておる、こういうことから、米側が言つておりますような一千万吨と構想に応ずることは到底困難である、こういうことを丁重にお答えをした次第であります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

講じようとするものであります。

本案は、去る三月五日本委員会に付託され、四月十日佐藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月二十三日には参考人から意見を聴取する等三回にわたり慎重に審査を進めてまいりました。

かくて、四月二十四日質疑を終局し、日本社会党・護憲共同・公明党・国民會議を代表して新村源雄君及び日本共産党・革新共同を代表して中林佳子君からそれぞれ反対討論が行われた後、採決を行ひ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員長の報告を求めます。農林水産委員長今井勇君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○今井勇君 登壇

○今井勇君 ただいま議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別の共済掛金率を設定する方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等の措置を

日程第四 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の

議定書の締結について承認を求めるの件

○副議長(勝間田清一君) 日程第二、千九百七十九年

の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約

国の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する千九百八十四年七月九日から

十日までパリの最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第四、北太平

洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長愛野興一郎君。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よつて、本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝間田清一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よつて、本案を

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔今井勇君登壇〕

○今井勇君 ただいま議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別の共済掛金率を設定する方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等の措置を

につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一九七九年の海上捜索救助条約について申上げます。

本条約は、海上における捜索救助に関する国際協力を目的として昭和五十四年四月ハノーブルで開催された国際会議において採択されたものであ

りまして、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自國の周辺水域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間で捜索救助活動の調整

等の協力をを行うこと及び締約国は捜索救助活動を容易にするため可能な限り船位通報制度を設立すること等を規定しております。

次に、大西洋のまぐろ類保存条約に関する議定書について申し上げます。

本議定書は、昭和五十九年七月十日パリで開催された条約の締約国全権委員会議において作成されたものでありまして、欧州経済共同体のようないくつかの政府間機関が構成国にかわり同条約を締結することができるようにするため所要の改正を施したものであります。

次に、北太平洋のおつとせいの保存暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

本議定書は、昭和五十九年十月十二日ワシントンにおいて、日本、アメリカ、カナダ、ソ連の四カ国により署名されたものであります。昭和三十二年から昭和五十九年十月十三日まで効力を

有していた暫定条約を改正し、北太平洋おつとせい委員会が、海上漁獲を行うことが一定の状況のもとにおいて許容されるかどうかについて勧告す

る時期を昭和六十一年十月十三日までとすること

○愛野興一郎君 登壇

○愛野興一郎君 ただいま議題となりました三件

国際条約の締約国全権委員会議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附屬する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

本議定書は、昭和五十九年十月十二日ワシントンにおいて、日本、アメリカ、カナダ、ソ連の四カ国により署名されたものであります。昭和三十二年から昭和五十九年十月十三日まで効力を

有していた暫定条約を改正し、北太平洋おつとせい委員会が、海上漁獲を行うことが一定の状況のもとにおいて許容されるかどうかについて勧告す

等について規定しております。

以上三件は、三月二十五日外務委員会に付託され、同月二十九日安倍外務大臣から提案理由の説明を聽取し、四月十九日及び二十四日質疑を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(勝間田清一君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

と

第一に、通商産業大臣は、本法で振興しようとする技術開発の対象とすべき技術の内容、中小企業者及び組合等がるべき技術開発の実施方法などを示す中小企業技術開発指針を定め、公表すること

と

第二に、技術に関する研究開発を行おうとする中小企業者及び組合等は、技術開発事業の目標、内容、実施時期、必要な資金の額等を記載した技術開発事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるること、

第三に、認定を受けた中小企業者及び組合等並びにその組合等の構成員たる中小企業者に対して、技術開発事業の実施に必要な資金の確保、中

小企業投資育成株式会社法の特例措置の適用、中

小企業信用保険法の新技術企業化保険の保険限度額の拡大等の特例措置を講ずるとともに、組合等及びその構成員たる中小企業者の行う技術開発事業のために税制上の特別措置を講ずること、

第四に、国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成等に必要

技術開発促進臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申します。

御承知のように、最近、技術革新が急速かつ広範に進展し、技術の複合化、細分化の傾向が増大しております。また、需要構造においても、国民ニーズの多様化、高度化、短サイクル化傾向が強まっております。

本案は、このような著しい環境の変化に対処して、中小企業が行う技術開発を促進するための措

置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、通商産業大臣は、本法で振興しようとする技術開発の対象とすべき技術の内容、中小企

業者及び組合等がるべき技術開発の実施方法等

を示す中小企業技術開発指針を定め、公表すること

と

○副議長(勝間田清一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(勝間田清一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

と

第一に、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申します。

まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について

申上げます。

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引き上げを行うことにより、老人等の福祉の向上を図ることとするもの

で、その主な内容は、

第一に、拠出年金について、昭和六十年度において、昭和五十九年度までの累積消費者物価上昇率が5%を超えない場合であつても、特例として三・四%の年金額の改定措置を行い、厚生年金保険及び船員保険については本年四月分から、国民年金については本年五月分から、それぞれ実施すること、

第二に、福祉年金については、本年六月分から

な措置を講ずるとともに、技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこと、

第五に、この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとすること

田三郎君。

國民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○戸井田三郎君登壇

〔本号末尾に掲載〕

○戸井田三郎君

ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申します。

まず、國民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について

申上げます。

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引き上げを行うことにより、老人等の福祉の向上を図ることとするもの

で、その主な内容は、

第一に、拠出年金について、昭和六十年度において、昭和五十九年度までの累積消費者物価上昇率が5%を超えない場合であつても、特例として三・四%の年金額の改定措置を行い、厚生年金保険及び船員保険については本年四月分から、國民年金については本年五月分から、それぞれ実施すること、

第二に、福祉年金については、本年六月分から

○柏谷茂君登壇

ただいま議題となりました中小企業

中小企業技術開発促進臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○柏谷茂君登壇

ただいま議題となりました中小企業

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第一十六号  
中小企業技術開発促進臨時措置法案 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案 外

老齢福祉年金の額を月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げ、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を老齢福祉年金に準じてそれぞれ引き上げること。

第三に、特別児童扶養手当及び福祉手当については、福祉年金に準じて本年六月分からそれぞれ引き上げること

等あります。

本案は、去る二月十二日付託となり、四月四日

増岡厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、四月

二十五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同より、拠出年金の年金額の物価スライド率及び福祉年金等の額を引き上げる内容の修正案が提出され、採決の結果、

修正案は否決され、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債を支給する等所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る二月十二日付託となり、四月四日

増岡厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、四月

二十五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合より、施行期日についての修正案が、また、日本共産党・革新共同より、障害年金、遺族年金の額を引き上げる内容の修正案がそれぞれ提出され、採決の結

果、日本共产党・革新共同提出の修正案は否決さ

れ、本案は自由民主党・新自由国民連合提出の修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(勝岡田清一君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝岡田清一君) 起立多数。よって、本

案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝岡田清一君) 起立多数。よって、本

案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたしました。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるとともに、公務扶助

料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦

没者等の遺族に特別弔慰金として額面三十万円、

十年償還の国債を支給する等所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る二月十二日付託となり、四月四日

増岡厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、四月

二十五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合より、施行期日についての修正案が、また、日本共産党・革新共同より、障害年金、遺族年金の額を引き上げる内容の修正案がそれぞれ提出され、採決の結

## 出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

外務大臣 安倍晋太郎君

大蔵大臣 竹下 登君

厚生大臣 増岡 博之君

農林水産大臣 佐藤 守良君

通商産業大臣 村田敬次郎君

## ○朗読を省略した議長の報告

### (議決通知)

一、去る四月二十六日、本院は、国会の会期を六月二十五日まで五十七日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

### (報告書及び文書受領)

一、去る四月二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく昭和五十九年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく昭和六十年度において講じようとする觀光政策についての文書

公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和五十九年度公害の状況に関する年次報告

公害対策基本法第七条第二項の規定に基づく昭和六十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書

一、去る四月二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく昭和五十九年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書

一、昨八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あ

り出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁特許技監 梅田 勝

自治大臣官房審議官 渡辺 功

（政府委員任命）

一、昨八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あ

り出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁特許技監 梅田 勝

自治大臣官房審議官 渡辺 功

和六十年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書  
国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百八十四年の国際労働機関第七十回総会において採択された勧告に関する報告書  
八四年の国際労働機関第七十回総会において採択された勧告に関する報告書

一、去る四月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。  
昭和五十九年度第三・四半期における予算使用的状況  
の状況  
（政府委員退任）  
一、去る一日、河本内閣総理大臣臨時代理から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

（記）  
一、去る一日、河本内閣総理大臣臨時代理から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

（記）  
一、去る一日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣

し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁特許技監 梅田 勝

自治大臣官房審議官 渡辺 功

（政府委員任命）

一、昨八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あ

り出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁特許技監 梅田 勝

自治大臣官房審議官 渡辺 功

（政府委員任命）

一、昨八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あ

り出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁特許技監 梅田 勝

自治大臣官房審議官 渡辺 功

（政府委員任命）

一、昨八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あ

り出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁特許技監 梅田 勝

自治大臣官房審議官 渡辺 功

（政府委員任命）

一、昨八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あ

り出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

## (常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

大島 理森君 新君 桜井 大島 理森君 新君

(議案付託)

一、去る四月二十六日、委員会に付託された議案

住宅基本法案(新井彬之君外二名提出、衆法第三四号)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十六日、予備審査のため次の本院

議員提出案を參議院に送付した。

住宅基本法案(新井彬之君外二名提出)

(質問書提出)

一、去る四月三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

産業界において使用されている化学物質の安全性に関する質問主意書(松浦利尚君提出)

一、去る四月三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に対する答弁書

一、去る四月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員玉城栄一君提出沖縄県下における農地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に対する答弁書

一、去る四月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員春日一幸君提出被告人の勾留・保釈

等に関する質問に対する答弁書

沖縄県下における農地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年三月十八日

提出者 玉城 栄一

衆議院議長 坂田 道太殿

内閣衆質一〇二第一五号の内閣答弁によると、

農地法第七条第一項第十六号及び同法施行規則第

十二条により、米軍提供基地内の製糖会社関係の

小作人については、小作地所有制限の例外とし

て、国は農地法第六条の買収をせず、従つて、石

垣市ほか四地区のように、小作人の製糖会社所

有地の売渡しを行わなかつたことが明らかになつ

た。

これらのこと踏まえて、以下三点にわたつて

質問する。農地解放の重要な意義を考慮し、小作

人の権利の尊重の上に立つて重ねて明確な答弁を

求める。

一、当該製糖会社所有地が米軍の用に供する必要

がなくなつた場合、農地解放の主旨貫徹は行わ

れるかどうか。

一、去る四月三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に対する質問主意書(松浦利尚君提出)

一、去る四月三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に対する質問主意書(新井彬之君提出)

一、去る四月三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に対する質問主意書(新井彬之君提出)

一、去る四月三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に対する質問主意書(新井彬之君提出)

一、去る四月三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

賃借料を製糖会社に支払う場合、当該小作人は國に対して請求する権利は何ら存在しないのか。存在しないならその理由と根拠を示せ。国に対する何らかの請求権があるとした場合、いかなる手続方途があるか明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十年四月三日

提出者 松浦 利尚

衆議院議長 坂田 道太殿

内閣衆質一〇二第二一号

衆議院議長 坂田 道太殿 内閣総理大臣 中曾根康弘

二・四・五一T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年四月三日

提出者 松浦 利尚

衆議院議長 坂田 道太殿

内閣衆質一〇二第二二号

衆議院議長 坂田 道太殿 内閣総理大臣 中曾根康弘

二・四・五一T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年四月三日

提出者 松浦 利尚

衆議院議長 坂田 道太殿

内閣衆質一〇二第二二号

衆議院議長 坂田 道太殿 内閣総理大臣 中曾根康弘

ている。通常、砂、砂利などは水洗いして用い、有害物含有量の限度も決められている。更に、耐久性や水密性を重視する場合には、水とセメントの重量比の限度なども定められている。

このような種々の規定は、長年にわたるコンクリート工学の研究や施工技術の蓄積によって生まれたものであり、これによつてコンクリートの耐久性、水密性は、いわば保証されているのである。これに比べ、ソイルセメントの使用は、支持力増加、沈下性の減少といった力学的性質の改善にあり、練り混ぜの効果ともあいまつて、耐久性、水密性については、第二義的なものとなつてゐるといつてさしつかえない。

ところで、セメントは水と反応して、いわゆる水和反応を起こしてセメダイン化し、骨材と骨材を密着せしめるが、この水和反応を起す物質は、セメント中にある  $\text{CaO}$  や  $\text{SiO}_2$  などである。いつたん硬化したコンクリートでも、硫酸塩などが作用すると、 $\text{CaO}$  や  $\text{SiO}_2$  が溶解して、コンクリートは破壊されていくことが知られている。

一方、二・四・五一T系除草剤などの枯殺剤に含まれるダイオキシンは、この水和反応に対してもように関与するのかを含め、ダイオキシンとセメントとの間の化学反応等についての学問的研究、知識や技術経験の蓄積はほとんどないといわれている。

そこで、以下の点について質問する。

一二・四・五一T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法を、ソイルセメント方式による埋蔵によつているが、ソイルセメントは元來、透水性が高く、通常のコンクリートに比べ、耐久

性、水密性とも信頼度は低い。従つて毒物となるダイオキシンを含む除草剤の廃棄処分の方針として、ソイルセメント方式による埋蔵は、ダイオキシンの流出が心配され、適切を欠くと思ふがどうか。

二 ダイオキシンは水溶性ではないのか。水溶性であるとすれば、透水性の高いソイルセメントによつて固められたダイオキシンが浸透水によつてはぎ取られ、流出してくる可能性があると思うがどうか。

三 二・四・五一T系除草剤とセメントとの化学反応によつて、ソイルセメントが破壊されいいおそれはないか。少なくともよりもろくなるおそれはないか。

四 産業界において使用されている化学物質について

衆議院議員松浦利尚君提出二・四・五一T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）に定める既存化学物質名簿に収載されている化学物質の数は約二万種類である。

衆議院議員松浦利尚君提出二・四・五一T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法のチェックについては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づき、銳意進めてきているところであり、毎年合計数百件のチェックが行われている。

また、化学物質に関しては、十四物質について化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律及び労働安全衛生法により特定の用途に使用する場合を除いて使用の禁止等の措置を講じ、十物質について毒物及び劇物取締法

により特定毒物として指定するとともに使用者、用途等について厳格な制限措置を講ずる等、所要の規制措置を講じているところである。

さて、一定の化学物質については、環境中ににおけるその残留状況の把握にも努めているところである。

なお、一層の安全を期するため、昭和六十四年度には、一部の二・四・五一T系除草剤の埋没箇所において、再度ダイオキシンに係る調査を行ふこととしている。

被告人の勾留・保釈等に関する質問主意書右の質問主意書を提出する。

提出者 春日 一幸  
衆議院議長 坂田 道太殿  
被告人の勾留・保釈等に関する質問主意書  
戸塚ヨットスクール事件の被告らの勾留が極めて長期化するに伴い、月刊誌「文芸春秋」三月号に

内閣衆質一〇二第一四号

昭和六年四月二十六日

衆議院議長 坂田 道太殿  
内閣總理大臣 中曾根康弘

1 産業界において使用されている化学物質の正確な総数は不明であるが、化学物質の審査

は、「この勾留は拷問の代用ではないのか」と題した石原慎太郎氏の批判的見解が掲載され、また月刊誌「現代」五月号には、「六百日の不法勾留に抗して」と、その状況を切々と綴つた戸塚被告の手記が公表される等、マスコミが改めてこの問題を取り上げるとともに、市井の常識は、これは余りにも長きに過ぎ、過剰な身柄拘束ではないかと一般的に不信感を抱くに至っている。

従つて、この事件に対しそれが果たして傷害致死、監禁致死であるのか、あるいは業務上過失致死であるのか、それとも冤罪であるのかどうか、公正な刑事訴訟手続により一日も速やかに厳正な裁断が下され、世人の疑惑が一掃されることが期待されている。

ところで、勾留による身柄拘束は人身の自由に対する著しい制約であり、強制処分の最たるものであるから、刑事訴訟法における勾留・保釈に関する規定は、憲法が保障する基本的人権尊重の観点等から、努めて慎重にこれを解釈、適用する必要があると考える。

については、左の諸点につき、政府の見解を承りたい。

我が国は一九七六年に発効した国際人権規約を一九七九年(昭和五十四年)に批准し、同規約は同年九月二十一日から我が国に対しても法的効力をを持つようになり、我が国としてはこの条約を誠実に遵守することを必要とされるに至っている。

従つて、同規約の「B規約」(市民的及び政治的権利に関する国際規約)に抵触するおそれのある刑事訴訟法等の規定については、我が国としてこれを速やかに改正するか、あるいは現行

法の下においてもできる限り「B規約」の精神と趣旨を尊重してこれらの規定を解釈、適用すべきであると考えるがどうか。

二 「B規約」第十四条第二項には「刑事上の罪に

問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」と規定しており、我が国においても刑事訴訟法上「無罪の推定」は自明の理とされているところである。

従つて、裁判所の基本姿勢としては、勾留による身柄拘束は人権保障上努めて慎重を期するとともに、身柄を拘束した場合にはできる限り早期に保釈措置を講ずることが肝要であると考えるがどうか。

三 「B規約」第九条第三項には、「裁判に付される者を扣留することが原則であつてはならず、

釈放に当たつては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭(中略)が保証されることを条件とすることができる」と、被告人の勾留・保釈制度を設けていたが、しかしこの制度には大幅な除外事由が設けられ、その実態は言わば例外的保釈制度になつてゐる。また、刑事訴訟法第十九条は不适当に長い拘禁について義務的保釈制度を設けていたが、しかしこの制度には規定を設けていたが、しかし何をもつて不适当拘禁と認めるかにつき何らの基準を明示していないので、保釈の決定につき不均衡を生ずるおそれなしとしないであろう。

よつて、前記「B規約」第九条第三項に明記する勾留・保釈に関する原則にかんがみるときは、罪証隠滅のおそれ等の除外事由があり、あ

るいは不适当に長い拘禁に当たらないときでも、

刑事訴訟法第九十条の職権保釈の規定を運用して、裁判所は裁量による保釈をするよう努むべきであると考えるがどうか。

昭和六十年四月二十六日

右質問する。

内閣衆質一〇二第二七号

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員春日一幸君提出被告人の勾留・保釈等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出被告人の勾留・

保釈等に関する質問に対する答弁書

一について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

等の規定には、市民的及び政治的権利に関する

国際規約(昭和五十四年条約第七号)に抵触する

おそれのあるものはない。

二及び三について

勾留及び保釈は、裁判所又は裁判官が刑事訴

法等の規定に従つて行うこととされており、

おそれのあるものはない。

三について

勾留及び保釈は許可する場合において、罪証

隠滅のおそれがあるときは、保釈保証金額を定

められたつて、その事情を考慮し得るもの

となつても公正に行動すべき國法上の義務があ

るものであり、また裁判官は憲法上その良心に

従い独立してその職権を行い、裁判に當たつて

は公正无私を信念とするものであるから、以

ては、そのあるものとされている。

四について

検察官及び裁判官は、憲法、刑事訴訟法等の

規定に従つて勾留及び保釈の制度の適正な運用





は、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率

前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び

同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険

段階別の共済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）の合計額の見込額を重みとして、各危険段階共済掛金標準率甲を算術平均した率が第一項第一号の共済掛金標準率甲に、各危険段階共済掛金標準率乙を算術平均した率が同項第二号の共済掛金標準率乙にそれぞれ一致するように定めるものとする。

第三項第一号の率は、同号の危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が、第一項第二号の主務大臣の定める率を超えない範囲内において定めるものとする。

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下多種包括共済といふ。）の共済掛金率は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間ににおいて当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等の組合別の比率がおおむね等しいと認められる等の該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代え、省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第一号の共済掛金標準率甲を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する

第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率

一 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙(第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適

用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。)を下りず、前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の主務大臣の定める率を算術平均して得た多種包括共済掛金率乙限度率を超えない範囲内において定款等で定める率

組合等は、前項の場合には、同項の規定により共済掛金率に代えて、多種包括共済に係る括共済対象畜の種類ごと及び第二項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。

前項の危険段階別の共済掛金率については、第三項後段、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第三項中「第一項第三号」とあるのは「第七項第三号」と、同項第一号中「危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、同項第二号中「危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、第四項中「前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「共済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）とあるのは「共済金額」と、「各危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、「第一項第一号の共済掛金標準率甲」とあるのは「第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲」と、「各危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率乙」とある。



政令で定める基準に適合するときは、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る園芸施設共済の共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済の共済目的等による別」(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済との別その他危険の程度による別)とその他の園芸施設共済との別その他の危険の程度による別を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。」に改め、同条第二項「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的による種別」に改め、同項の次に次一項を加える。

第一百二十四条第三項各号を次のように改める。  
一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の  
保険金を支払う保険関係にあつては第百十五  
条第一項第一号及び第二号の率を合計した率  
(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の  
規定により共済掛金率が定められる共済関係  
に係る保険関係については、家畜異常事故に  
該当しない共済事故による損害に対応するも  
のとして省令の定めるところにより算定され  
る率)、次条第一項第三号ロの金額の保険金  
を支払う保険関係にあつては、第百十五条第一  
項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項  
又は第八項の規定により共済掛金率が定めら  
れる共済関係に係る保険関係については、家  
畜異常事故に該当しない共済事故による損害  
で診療技術料等以外のものに対応するものと  
して省令の定めるところにより算定される  
率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百五十五条第一項第三号の率  
(同条第六項、第七項又は第八項の規定によ  
り共済掛金率が定められる共済関係に係る保  
険関係については、家畜異常事故による損害  
に対応するものとして省令の定めるところに  
より算定される率)を乗じて得た金額

第一百二十四条第四項中「第百二十条の七第一項  
第一号の率」を「共済掛金率」に、「同条第二項」を  
「第一百二十条の七第二項」に、「同号の率」を「共済  
掛金率」に改め、同条第五項第一号を次のように  
改める。

一 保険金額に、第一百二十条の二十三第一項の  
規定により共済掛金率が定められる共済関係  
に係る保険関係にあつては同項第一号の率、  
同条第三項の規定により共済掛金率が定めら  
れる共済関係に係る保険関係にあつては同項  
の定款等で定める率を乗じて得た金額  
を「第八十四条第五項」に改める。

第一百三十二条の二第一項中「第八十四条第四項」  
を「第八十四条第五項」に改める。

	二 陸橋	区	一 水稻	別表(第十二条関係)
○・○四以下の部分		○・○二以下の部分	二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率 (同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)、第二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額	
○・○四を超える部分		○・○二を超える部分	二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率 (同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)、第二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額	
○・一五を超える部分		○・一五を超える部分	二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率 (同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)、第二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額	

分	割	合
百分の五十	百分の五十五	
百分の六十五	百分の六十	
百分の七十		



六 園芸施設共済の健全かつ積極的実施が図られるよう加入促進に努めるとともに、事業責任分担方式について、事業の推移を踏まえつつ検討を行うこと。

七 煙作物共済における基準収穫量の設定については、地域の生産の実態が反映するよう努める

こと。

なお、新たに共済対象となる高級いんげんについては、掛金と補償水準との相関関係を考慮し、適切な引受けが行われるよう指導を行うこと。

八 各種共済事業について、引受け、損害評価方法の簡素化に極力努める等効率的な事業運営を行えるよう配慮すること。

九 制度の円滑な実施に資するため、地域の実態に十分配慮しつつ共済団体の自主的な組織整備の強化を図るとともに、制度の多様化に対処し、共済制度の普及及び共済団体職員等の研修事業の一層の充実を図ること。

右決議する。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。  
昭和六十年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を促進することを希望し、  
求めるの件

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

#### 理由

この条約は、各国が海上における遭難者に対する捜索救助制度を確立し関係国間で協力を促進するためのものであり、我が国がこの条約を締結することは、海上における遭難者に対する捜索救助活動の国際協力を促進する見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約  
この条約の締約国は、

海上における遭難者に援助を与えること並びにすべての沿岸国による沿岸の監視のための及び捜索救助業務のための適切かつ効果的な制度の確立が、諸条約において極めて重要であるとされていることに留意し、

海上及びその上空における安全に関する活動について幾つかの政府間機関の間で調整することが望ましいことを認める千九百六十年の海上における人命の安全のための国際会議において採択した勧告第四十号を考慮し、

このような活動を、海上における遭難者の救助のための海上交通の要請に応じた国際的な海上捜索救助計画を確立することによつて発展させ及び促進することを希望し、

千九百七十九年の海上における捜索及び救助のための海上交通の要請に応じた国際的な海上捜索救助計画を確立することによつて発展させ及び促進することを希望し、  
求めるの件

全世界の捜索救助組織の間及び海上における捜索救助活動に参加するこれらの組織の間の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

#### 第一条 この条約に基づく一般的義務

締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書の完全な実施に必要なすべての立法その他の適当な措置をとることを約束する。別段の明文の規定がない限り、「この条約」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。

#### 第二条 他の条約及び解釈

(1) この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第二千七百五十号(第二十五回会期)に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関する並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいづれの国の主張及び法的見解も害するものではない。

(2) この条約のいかなる規定も、他の国際文書の規定する船舶についての義務又は権利を害するものと解してはならない。

第三条 改正

(1) この条約は、(2)又は(3)に定める手続に従つて改正することができます。

(2) 政府間海事協議機関(以下「機関」という。)における審議の後の改正

(a) 締約国が提案しかつ機関の事務局長(以下「事務局長」という。)に提出された改正案又は国際民間航空機関第十二附屬書の関連規定の改正の結果事務局長が必要と認める改正案

なくとも六箇月前に、機関のすべての加盟国及びすべての締約国に対し回覈に付する。

(b) 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安

全委員会の審議に参加する権利を有する。

(c) 改正案は、海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、改正案の採択の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。

(d) (e)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、事務局長がすべての締約国に送付する。

(e) いづれかの条又は附屬書1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13及び14の規定以降3.1若しくは3.2の規定の改正は、事務局長が締約国三分の二から受諾書を受領した日に受諾されたものとみなす。

(f) 附屬書1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13及び14の規定以外の附屬書の規定の改正は、受諾のため締約国に送付された日から一年を経過した日に受諾されたものとみなす。ただし、その一年の期間内に三分の一を超える締約国により事務局長に対しその改正に反対する旨の通告が行われた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとみなす。

(g) いづれかの条又は附屬書1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13及び14の規定以外の附屬書の規定の改正は、次に定めるところより効力を生ずる。

- (i) 当該改正を受諾した締約国については、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。
- (ii) (e)に定める条件が満たされた後であつて当該改正が効力を生ずる前に当該改正を受諾する締約国については、当該改正が効力を生ずる日に効力を生ずる。
- (iii) 当該改正が効力を生ずる日の後に当該改正を受諾する締約国については、その受諾書の寄託の後三十日で効力を生ずる。
- (iv) 附屬書1、2、3、4、5、7、10、2、1.1、3.1及び3.1の規定以外の附屬書の規定の改正は、(f)の規定によりその改正に反対しかつその反対を撤回しなかつた締約国を除くすべての締約国について、その改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。もつとも、その改正が効力を生すべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又はその改正の採択の際に海上安全委員会に出席しがつ投票する締約国三分の二以上の多数により決定する一層長い期間自國についてその改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができる。
- (3) 会議による改正
- (a) 機関は、いづれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この条約の改正案を審議するため、締約国会議を招集する。提案された改正案は、事務局長がその会議における審議の少なくとも六箇月前にすべての締約国に対し回章に付する。
- (b) 改正案は、締約国会議において出席しかつ

- (i) 当該改正を受諾した締約国については、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。
- (ii) (e)に定める条件が満たされた後であつて当該改正が効力を生ずる前に当該改正を受諾する締約国については、当該改正が効力を生ずる日に効力を生ずる。
- (iii) 当該改正が効力を生ずる日の後に当該改正を受諾する締約国については、その受諾書の寄託の後三十日で効力を生ずる。
- (iv) 附屬書1、2、3、4、5、7、10、2、1.1、3.1及び3.1の規定以外の附屬書の規定の改正は、(f)の規定により別段の決定が行われない限り、(2)(e)から(4)までに定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合においては、(2)

- (iv) 附屬書1、2、3、4、5、7、10、2、1.1、3.1及び3.1の規定以外の附屬書の規定の改正は、(f)の規定により

- (iv) 改正の受諾若しくは反対の宣言又は(2)(e)の規定に基づく通告は、事務局長に対し文書で行うものとし、事務局長は、その文書の提出があつたこと及びこれを受領した日をすべての締約国に通報する。

- (v) 事務局長は、効力を生ずる改正及びその効力を生ずる日を諸国に通報する。
- (1) この条約は、機関の本部において、千九百七十九年十一月一日から千九百八十一年十月三十一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。国は、次のいづれかの方法により

- (1) この条約は、機関の本部において、千九百七十九年四月二十七日にハノーブルグで作成した。

- (2) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく

- (2) 批准、受諾又は承認を条件として署名したこと。

- (3) 加入すること。

投票する締約国三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、改正案の採択の際に締約国少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。採択された改正は、受諾のため、事務局長がすべての締約国に送付する。

(c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(2)(e)から(4)までに定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合においては、(2)

- (1) この条約は、十五の国が前条に定めるところにより締約国となつた日の後十二箇月で効力を生ずる。
- (2) この条約は、(1)に定める条件が満たされた後でこの条約の効力発生前に前条の規定に従つて批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、この条約の効力発生の日に効力を生ずる。

- (1) この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証原本を諸国に送付する。
- (2) この条約が効力を生じたときは、事務局長は、国際連合憲章第一百一条の規定により、この条約を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

#### 第七条 寄託及び登録

#### 第五条 効力発生

- (1) この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証原本を諸国に送付する。

- (3) 廃棄は、事務局長が廃棄書を受領した後一年で、又は廃棄書に明記された一年よりも長い期間の後に、効力を生ずる。

#### 第八条 用語

- (1) この条約は、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。アラビア語、ドイツ語及びイタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

- (2) この条約の改正が第三条の規定により効力を生ずる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとし、また、改正された条約は、これらの文書を寄託した国について、寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

- (3) この条約は、その効力発生の日の後に批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、前条の規定に従つて文書を寄託した日の後三十日で効力を生ずる。

- (4) この条約の改正が第三条の規定により効力を生ずる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとし、また、改正された条約は、これらの文書を寄託した国について、寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

- (5) 事務局長は、この条約の効力発生の日に諸国に通報する。

- (1) この条約は、この附属書の規定において、「なければならぬ」又は「あつてはならない」が用いられて、いる場合には、その規定が海上における人命の安

- 全のためにすべての締約国による画一的な適用

- (2) 第六条 廃棄
- 第一章 用語及び定義
- 附屬書
- (1) 締約国は、自國についてこの条約の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

- (2) 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することに

を要求する規定であることを示す。

この附屬書の規定において、「ものとする」が用いられている場合には、その規定が海上における人命の安全のためにすべての締約国による画一的な適用を勧告する規定であることを示す。

この附屬書において、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。

.1 「捜索救助区域」とは、捜索救助業務が行われる一定の範囲の水域をいう。

.2 「救助調整本部」とは、捜索救助区域内における捜索救助業務の効率的な組織化を促進する責任及び同区域内における捜索救助活動の実施を調整する責任を有する単位をいう。

.3 「救助支部」とは、捜索救助区域内の特定の区域について救助調整本部を補佐するために設置されたその救助調整本部の下部の単位をいう。

.4 「沿岸監視機関」とは、沿岸水域における船舶の安全に関する監視を行うために指定された固定の又は移動する陸上の単位をいう。

.5 「救助隊」とは、訓練された要員で構成され、かつ、捜索救助活動の迅速な実施のために適した装備を有する単位をいう。

.6 「現場指揮者」とは、特定の捜索区域における捜索救助活動を調整するために指定された救助隊の指揮者をいう。

.7 「海上捜索調整者」とは、特定の捜索区域における船舶の行う捜索救助活動を調整するために指定された船舶（救助隊に属する船舶を除く。）の船長をいう。

.8 「緊急の段階」とは、場合に応じ、不確実の段階、警戒の段階又は遭難の段階を意味する

包括的な用語である。

.9 「不確実の段階」とは、船舶及びその乗船者の安全が不確実である状態をいう。

.10 「警戒の段階」とは、船舶及びその乗船者が、重大なかつ急迫した危険にさらされること及び即時の援助を必要とすることについて合理的な確実性がある状態をいう。

.11 「遭難の段階」とは、船舶又はその乗船者が、重大なかつ急迫した危険にさらされ安全が憂慮される状態をいう。

.12 「不時着水」とは、航空機が海面に不時着すことを行なう。

## 第二章 組織

### 2.1 捜索救助業務の実施及び調整のための措置

#### 2.1.1 締約国は、自国の沿岸水域における遭難者に對して適切な捜索救助業務を実施するために必要な措置をとることを確保しなければならない。

締約国は、自國の沿岸水域における遭難者に對して適切な捜索救助業務を実施するために必要な措置をとることを確保しなければならない。

2.1.2 締約国は、自國の捜索救助組織及びその組織のその後の重要な変更に関する情報をあつて次の事項を含むものを事務局長に送付しなければならない。

2.1.3 締約国は、自國の海上捜索救助機関設置した救助調整本部の所在地、電話番号、加入電信番号及び責任を有する区域

2.1.4 締約国は、自國の海上捜索調整者事務局長は、2.1.2の情報を適切な方法で、すべての締約国に送付しなければならない。

2.1.5 締約国は、自國の沿岸水域において捜索救助業務の調整が同様に総合的に行われる適當な措置について合意に達するよう最善の努力を払わなければならない。その措置は、事務局長に通告しなければならない。

### 2.2 捜索救助施設の調整

2.2.1 締約国は、自國の沿岸水域において捜索救助業務を行なうために必要な施設の調整のための措置をとらなければならない。

2.2.2 締約国は、捜索救助業務の総合的な調整のための国内制度を確立しなければならない。

2.1.6 事務局長は、2.1の合意及び2.1の措置すべての締約国に通告しなければならない。

2.1.7 捜索救助区域の画定は、国家間におけるいかなる境界の画定にも関係するものではなく、また、これに影響を及ぼすものであつてはならない。

締約国は、自國の捜索救助機関が遭難呼出しに迅速に対応することができるよう措置をとるものとする。

2.1.8 締約国は、責任のある当局は、その締約国が捜索救助活動の総合的な調整を行う区域内の海上において人が遭難しているとの情報を受領した場合には、可能で最も適當な援助を与えるために緊急措置をとらなければならぬ。

2.1.9 締約国は、海上におけるいずれの遭難者にも援助を与えることを確保しなければならない。締約国は、遭難者の国籍若しくは地位又は遭難者の発見されるときの状況にかかわりなくこのことを行わなければならない。

### 2.4 救助隊の指定

2.4.1 締約国は、次のいずれかのことを行わなければならない。

1 救助隊として、適切に配置されかつ裝備機関又はこれらの一部を指定する」と。

2.5.1 救助隊は、その任務に適した施設及び装備を備えなければならない。	2.5.2 救助隊は、同一の活動に従事している他の救助隊又は捜索救助組織の構成要素と迅速かつ確実な通信手段を有するものとする。	2.5.3 生存者に投下するための救命用品を入れた容器又はこん包は、4.の規定による色彩基準並びに印刷した表示及び一見してわかる表象(その表象が存在する場合に限る。)によつて、その内容の概要を示すものとする。	2.5.4 救命用品を入れた投下可能な容器及びこん包の内容の色彩による識別は、次の基準に従つて着色した帶状の印を付すことにより行うものとする。	2.5.5 救命用品を一の容器又はこん包に混入して
1 赤 医療品及び応急医療用品 2 青 食料及び水 3 黄 毛布及び防護服 4 黒 ストーブ、おの、コンパス、調理用具、その他用具 5 救命用品を一の容器又はこん包に混入して	1 赤 医療品及び応急医療用品 2 青 食料及び水 3 黄 毛布及び防護服 4 黒 ストーブ、おの、コンパス、調理用具、その他用具 5 救命用品を一の容器又はこん包に混入して	1 赤 医療品及び応急医療用品 2 青 食料及び水 3 黄 毛布及び防護服 4 黒 ストーブ、おの、コンパス、調理用具、その他用具 5 救命用品を一の容器又はこん包に混入して	1 赤 医療品及び応急医療用品 2 青 食料及び水 3 黄 毛布及び防護服 4 黒 ストーブ、おの、コンパス、調理用具、その他用具 5 救命用品を一の容器又はこん包に混入して	1 赤 医療品及び応急医療用品 2 青 食料及び水 3 黄 毛布及び防護服 4 黒 ストーブ、おの、コンパス、調理用具、その他用具 5 救命用品を一の容器又はこん包に混入して

3.1.1 締約国は、自国の捜索救助組織の調整を行わなければならない。また、締約国は、必要な場合には、隣接国との間で捜索救助活動の調整を行うものとする。	3.1.2 締約国は、他の締約国のが海難の位置の捜索及びその海難の生存者の救助の目的のみをもつて当該締約国が領海、領土又は領空へ立ち入ることを認めるものとする。ただし、当該他の締約国との間で別段の合意のある場合を除き、当該締約国の適用のある国内法令に従うことの条件とする。当該締約国がその立入りを認める場合においては、捜索救助活動は、実行可能な限り、当該締約国が適切な救助調整本部又は当該締約国が指定した他の当局によつて調整されなければならない。	3.1.3 締約国は、隣接国との間で、自國の領海、領土又は領空へ当該隣接国のが立ち入るための条件及び当該隣接国が領海、領土又は領空へ立ち入ることを認めるものとする。また、この合意には、可能な限り簡易な手続により救助隊の立入りを迅速に行うことについて規定するものとする。	3.1.4 締約国は、隣接国との間で、次のことを行わなければならない。 1.3.規定による要請を受けたことを直ちに確認すること。 2.立入りを認めた救助隊による予定の任務の遂行に当たつて条件を付す場合には、できる限り速やかにその条件を示すこと。 3.1.5 締約国は、隣接国との間で、自國の領海、領土又は領空において最も効果的かつ効率的な捜索救助業務を実施するために、船舶捜索救助業務と航空機捜索救助業務との間で最も緊密かつ実行可能な調整が行われることを確保しなければならない。	3.1.6 締約国は、救助調整本部が次のことを行うことと認めるものとする。 1.必要に応じ、他の締約国が救助調整本部に援助(船舶、航空機、要員又は装備についての援助を含む)を要請すること。 2.1.の船舶、航空機、要員又は装備の自國の領海、領土又は領空への立入りに対し、あらゆる必要な許可を与えること。 3.2.規定する立入りを迅速に行わせるため、適切な税関、出入国管理その他の当局を立ち入らせるこことを希望するときは、当該他の締約国との間で別段の合意のある場合
--	---	--	--	--

3.1.7 締約国は、他の締約国の救助調整本部から要請されるときは同本部に対し自国の救助調整本部が援助(船舶、航空機、要員又は装備についての援助を含む)を与えることを認めるとともに必要な措置をとること。	3.1.8 締約国は、隣接国との間で、施設の共同管理、共通の手続の設定、合同の研修及び訓練の実施、国家間の通信回線の定期的な点検、救助調整本部の要員の連絡訪問並びに捜索救助情報の交換に関する合意をするものとする。
3.2.1 締約国は、自国の捜索救助区域及びその上空において最も効果的かつ効率的な捜索救助業務を実施するために、船舶捜索救助業務と航空機捜索救助業務との間で最も緊密かつ実行可能な調整が行われることを確保しなければならない。	3.2.2 締約国は、実行可能な場合には、船舶捜索救助業務及び航空機捜索救助業務の双方の業務を行ふため、合同の救助調整本部及び救助支部を設置するものとする。
3.2.3 同一の区域について、船舶捜索救助業務の及び航空機捜索救助業務のための救助調整本部又は救助支部が別個に設置されてい場合に、締約国は、これらの本部又は支部の間の最も緊密かつ実行可能な調整が行われることを確保しなければならない。	

## 官報(号外)

- 3.2.4 締約国は、船舶捜索救助業務のために設けられた救助隊及び航空機捜索救助業務のために設けられた救助隊による共通の手続の使用を可能な限り確保しなければならない。
- #### 第四章 準備措置
- ##### 4.1 情報に関する要件
- 4.1.1 救助調整本部及び救助支部は、その区域内における捜索救助活動に関連する次の事項に関する情報を含む利用可能な最新の情報を有しなければならない。
- 1 救助隊及び沿岸監視機関
  - 2 捜索救助活動に役立つ可能性のあるあらゆる他の公私的所有施設（輸送施設及び燃料供給施設を含む。）
  - 3 捜索救助活動に使用することができる通信手段
  - 4 船舶に関する不可欠の情報の入手について援助を与えることができる船舶会社代理人の領事当局、国際機関及び他の機関の名称、電報及び加入電信のあて名並びに電話及び加入電信の番号
  - 5 捜索救助活動に従事する可能性のあるすべての無線局の設置場所、呼出符号又は海上移動業務識別、聽守時間及び周波数
  - 6 捜索救助区域についての気象の予報及び警報を発するすべての海岸無線局の設置場所、呼出符号又は海上移動業務識別、聽守時間及び周波数
  - 7 無線聽守を行っている無線局の設置場所、聽守時間及び周波数
  - 8 位置不明の又は未報告の難破物に間違わ
- 4.1.2 救助調整本部及び救助支部は、その区域内における捜索救助活動に役立つ可能性のあるもの（位置、針路、速力及び呼出符号又は船番号識別に関する情報を直ちに入手するものとされる。この情報は、救助調整本部が保有するか又は必要なときは直ちに入手可能なものでなければならぬ。
- 4.1.3 救助調整本部及び救助支部は、その区域内における捜索救助活動に関連する情報を表示し及図示するために、大縮尺の海図を備えなければならない。
- ##### 4.2 活動計画又は活動指針
- 4.2.1 救助調整本部及び救助支部は、その区域内における捜索救助活動を行うための詳細な計画又は指針を有しなければならない（自らが作成したかしないかを問わない。）。
- 4.2.2 救助調整本部及び救助支部は、捜索救助活動に従事する船舶、航空機及び車両（他国が提供したものとされる。）を整備し及びこれらに燃料を補給するための措置を可能な範囲で明記しなければならない。
- 4.2.3 指定された救助隊は、その任務に対応するための準備状態を維持しなければならない。また、救助隊は、その準備状態を適切に、関係する救助調整本部又は救助支部に対し、すべての利用可能な情報を提供するものとする。
- ##### 4.3 救助隊の準備
- 4.3.1 救助調整本部及び救助支部は、緊急の状態にある船舶に関する情報を受領したときは直ちに、その情報を評価し、5.の規定により緊急の段階を決定し、及び必要な活動の範囲を決定しなければならない。
- ##### 第五章 活動手続
- ###### 5.1 緊急事態に関する情報
- 5.1.1 締約国は、実行可能かつ必要と認める無休聽守を、国際遭難周波数で行うことを確保しなければならない。遭難呼出し又は遭難通報
- 5.2 活動の目的のため、緊急の段階は、次に定めるところに従つて、不確実、警戒又は遭難のいずれかの段階に区別しなければならない。
- 5.2.1 活動の目的のため、緊急の段階は、次に定めるところに従つて、不確実、警戒又は遭難のいずれかの段階に区別しなければならない。
- 5.2.2 次のいずれかの場合が生じたときは、不
- れる可能性のある物
- .9 投下可能な非常用救命用品が保管されている場所
- .4 海上の船舶及び飛行中の航空機に警報を発する方法
- .3 .2 利用可能な通信方式及び通信施設の使用場合に共同でとるべき行動
- .4 .1 適当な救助調整本部又は救助支部に直ちに通報すること。
- .2 船舶に通報するため、一又は二以上の国際遭難周波数その他の適当な周波数で、必要な範囲で再送信を行うこと。
- .3 .2 に規定する再送信を行う際に、適当な自動警急信号がまだ発せられていないときは、その信号を前置すること。
- .4 .1 権限のある当局により決定されたその後の措置をとること。
- .5 .2 捜索救助活動のために任命された要員の任務及び権限
- .6 気象その他の条件により必要となり得る例えは、適当な水路通報並びに気象及び海象の通報及び予報を得るための方法
- .7 捜索救助活動に関連する不可欠な情報、例えば、適当な水路通報並びに気象及び海象の通報及び予報を得るための方法
- .8 必要な援助（船舶、航空機、要員及び装備についての援助を含む。）を、適当な場合には、他の救助調整本部又は救助支部から得るための方法
- .9 救助船その他の船舶が遭難船舶と出会いことを援助するための方法
- .10 不時着水をする遭難航空機が船舶と出会いをうことを援助するための方法
- 5.1.2 捜索救助組織のいずれの当局又は構成要素も、船舶が緊急の状態にあると信するに足りる理由がある場合には、できる限り速やかに、関係する救助調整本部又は救助支部に対し、すべての利用可能な情報を提供するものとする。
- 5.1.3 救助調整本部及び救助支部は、緊急の状態にある船舶に関する情報を受領したときは直ちに、その情報を評価し、5.の規定により緊急の段階を決定し、及び必要な活動の範囲を決定しなければならない。

- 確実の段階とする。
- .1.1 当該船舶の目的地への到着が遅延している旨の報告があつた場合
- .1.2 当該船舶が位置又は安全に関して予定された報告を行わなかつた場合
- .2 次のいずれかの場合が生じたときは、警戒の段階とする。
- .2.1 不確実の段階に引き続き、当該船舶と連絡をとることを試みたが成功せず、かつ、他の適当な関係先に照会したが成果が得られなかつた場合
- .2.2 遭難している可能性はないが当該船舶の運航能力が阻害されていることを示す情報を受け領した場合
- .3 次のいずれかの場合が生じたときは、遭難の段階とする。
- .3.1 当該船舶又はその乗船者が重大なかつて急迫した危険にさらされ、かつ、即時の援助を必要としているとの明確な情報を受領した場合
- .3.2 警戒の段階に引き続き、当該船舶と連絡をとることを更に試みたが成功せず、かつ、更に広範囲な関係先に照会したが成果が得られなかつたことにより、当該船舶の遭難した可能性が示された場合
- .3.3 遭難している可能性がある程度にまで当該船舶の運航能力が阻害されていることを示す情報を受け領した場合

- 緊急の段階において救助調整本部及び救助支部がとる手続
- .5.3.1 不確実の段階を宣言したときは、場合に応じて救助調整本部又は救助支部は、船舶の安全を確認するために照会を開始し、又は警戒の段階を宣言しなければならない。
- .5.3.2 警戒の段階を宣言したときは、場合に応じて救助調整本部又は救助支部は、行方不明の船舶についての照会の範囲を拡大し、適当な捜索救助機関に警報を発し、及びその時の状況に照らして必要とされる3に定める行動を開始しなければならない。
- .5.3.3 遭難の段階を宣言したときは、場合に応じて救助調整本部又は救助支部は、次のことを行わなければならない。
- .1 救助調整本部又は救助支部は、次のことを行わなければならない。
- .2 適当な場合には、活動計画又は活動指針に従つて行動を開始すること。
- .3 次のいずれかの段階を宣言したときは、場合に応じて救助調整本部又は救助支部は、次のことを行わなければならない。
- .4 活動計画又は活動指針に従つて行動を開始すること。
- .5 可能な場合には、船舶の位置の不確実の程度を評価し、及び捜索区域の範囲を決定すること。
- .6 警戒の段階に引き続き、当該船舶と連絡をとることを更に試みたが成功せず、かつ、他の適当な関係先に照会したが成果が得られなかつたことにより、当該船舶の遭難した可能性が示された場合
- .7 又は8の規定に従つて指定された現場指揮者又は海上捜索調整者に対し、指針とするため通報すること。
- .8 関係する領事当局若しくは外交当局には、事故が難民若しくは流民を含む場合には、権限のある国際機関に通報すること。
- .9 適当な場合には、事故調査当局に通報すること。
- .10 .5の航空機、船舶又は公私の機関の援助が必要でなくなつたときは、これらに対する5又は8の規定に従つて指定された現場指揮者又は海上捜索調整者と適当な場所に協議の上、通報すること。
- .11 位置が不明である船舶に関する捜索救助活動の開始
- .5.3.4 位置が不明である船舶に関する緊急の段階が宣言された場合には、次の規定を適用しなければならない。
- .1 救助調整本部又は救助支部は、緊急の段階が存在することを通報され、かつ、二以上の締約国にかかる場合の調整
- .2 関係する可能性のある他の救助調整本部又は救助支部に通報すること。
- .3 海上における多くの遭難において、付近の他の船舶が捜索救助活動にとつて重要な行動をとつていてことについて了知して

- 要素であることを考慮し、捜索救助組織には特に含まれていない航空機、船舶又は公私の機関から得ることができる援助を早期に要請すること。
- .6 活動を行うための包括的な計画を利用可能な情報に基づいて作成し、その計画を修正すること。
- .7 必要に応じ、6の指針を状況に照らして修正すること。
- .8 関係する領事当局若しくは外交当局には、事故が難民若しくは流民を含む場合には、権限のある国際機関に通報すること。
- .9 適当な場合には、事故調査当局に通報すること。
- .10 .5の航空機、船舶又は公私の機関の援助が必要でなくなつたときは、これらに対する救助調整本部又は救助支部は、必要な場合には、緊急の状態及びその後の事態の進展に因するすべての状態を他の適当な救助調整本部又は救助支部に通報しなければならない。
- .11 緊急の段階が宣言された船舶への情報の伝達
- .5.3.5 捜索救助活動の責任を有する救助調整本部又は救助支部は、可能な場合には、開始した捜索救助活動に関する情報を緊急の段階が宣言された船舶に対し伝達する責任を負わなければならない。
- .12 二以上の締約国にかかる場合の調整
- .13 救助調整本部又は救助支部は、緊急の段階が存在することを通報され、かつ、二以上の締約国が捜索救助区域全域にわたる活動の実施に責任を有する場合において、その区域の救助調整本部によって要請された

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第一二十六号

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に關する

九  
二

ときは、これらの締約国は、4の活動計画又は活動指針に従つて適当な行動をとらなければ

## 5.5 捜索救助活動の終了及び停止

### 5.5.1 場合に応じて救助調整本部又は救助支部

は、不確実の段階又は警戒の段階において、緊急事態が存在しないとの情報を受領したときは、行動を要請し又は通報したいいずれの当局、救助隊若しくは援助隊又は公私の機関にもその旨を通報しなければならない。

5.5.2.1 場合に応じて救助調整本部又は救助支部

係先から受領したときは、捜索救助活動を終了するためには及び行動を要請し又は通報

5.5.2 場合に応じて救助調整本部又は救助支部は、遭難の段階において捜索を中断すべきことを決定したときは、捜索救助活動を停止しなければならず、また、行動を要請し又は通報したいずれの当局、救助隊若しくは援助隊又は公私の機関にもその旨を通報

しなければならない。救助調整本部又は救助支部は、その後に受領した情報を評価しなければならず、また、その情報により適切と認める場合には、捜索救助活動を再開しなければならない。

### 5.5.2.3 場合に応じて救助調整本部又は救助支部

5.7.4 5.7.3 現場に最初に到着した救助隊は、現場指揮者が指定されるまでの間、自動的に現場指揮者の任務及び責任を引き受けるものとする。

現場指揮者は、責任を有する救助調整本部又は救助支部が次の任務を遂行していない場合には、その任務について責任を負わない。

5.8.1 救助隊（軍艦を含む。）が現場指揮者の任務を引き受けることができる、場合において、

は、道報の段階においてこれ以上の検索が無益であることを決定したときは、検索動員活動を終了しなければならず、また、行動を要請し又は通報したいずれの当局、救助隊若しくは援助隊又は公私の機関にもその旨を通報しなければならない。

捜索救助活動に従事している隊の活動は、

その隊が救援隊であるか援助隊であるかを問わず、最も効果的な結果を確保するよう調整しなければならない。

救助隊が捜索救助活動に従事しようとする

場合には、これらのうちの一隊の指揮者が、実行可能な限り早期に、かつ、なるべく定められた検索区域に到着する前に、現場指揮者として指定されるものとする。

適当な救助調整本部又は救助支部は、現地指揮者を指定するものとする。その指定が実行不可能である場合には、参加する救助隊は、援助隊は、相互の合意により現場指揮者を指定するものとする。

5.8 各隊がどの生存者を収容しているかを報告し、並びに、必要な場合には、追加の援助（例えば、重傷を負った生存者の医療のための輸送）を要請すること。

海上捜索調整者の指定及びその責任

5.8.1 救助隊（軍艦を含む。）が現場指揮者の任務を引き受けることができる、場合において、

5.8.2 機敏かの商船その他の船舶が捜索救助活動に参加しているときは、相互の合意によりこれらのうちの一の船舶の船長が海上捜索調整者として指定されるものとする。

**5.8.3** 着する前に指定されるものとする。  
海上捜索調整者は、自口が遂行することの

5.9  
1 初期の行動  
できる7.及び5.7に規定する任務について責任を負うものとする。

**5.9.** 遣難の情報を受領したいずれの救助隊又は  
救援隊も、援助するためその能力の範囲内  
の緊急行動をとり、又は援助することができ  
る他の救助隊若しくは救援隊に対し警報を発

5.10  
しなければならない。当該いすれの救助隊又は援助隊も、その遭難の発生した区域の救助調整本部又は救助支部に通報しなければならない。

搜索区域

<p>5.10.1 現場指揮者又は海上捜索調整者は、適当な場合には、<sup>2</sup> 5.3.3、<sup>1</sup> 5.7.4.1 又は<sup>3</sup> 5.7.4.2 又は<sup>3</sup> 8.の規定により決定された捜索区域を変更することができる。変更したときは、現場指揮者又は海上捜索調整者は、救助調整本部又は救助支部に対し、その変更及び変更の理由を通報するものとする。</p> <p>5.11.1 現場指揮者又は海上捜索調整者は、必要と認める場合には、<sup>6</sup> 5.3.3.6、<sup>4</sup> 5.7.4.3 又は<sup>3</sup> 5.7.4.2 又は<sup>3</sup> 8.の規定により指定された捜索方式を他の捜索方式に変更することができる。変更したときは、現場指揮者は、海上捜索調整者は、救助調整本部又は救助支部に対し、その変更及び変更の理由を通報するものとする。</p> <p>5.12.1 捜索が成功した場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、最も適切な装備を有する救助支部に対し、その変更及び変更の理由を通報するものとする。</p> <p>5.12.2 適当な場合には、救助を実施している救助隊又は援助隊は、現場指揮者又は海上捜索調整者に対し、収容している生存者の数及び氏名、遭難者全員を確認したかしないか、追加の援助（例えは、医療のための輸送）が必要であるかないか並びに当該救助隊又は援助隊</p>	<p>5.10.1 の目的地を通報するものとする。</p>
<p>5.13.1 捜索が成功した場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、直ちに救助調整本部又は救助支部に通報するものとする。</p> <p>5.13.2 捜索は、生存者の救助について合理的な希望がなくなつた場合のみ終了するものとする。</p> <p>5.13.3 救助調整本部の責任の下ない遠隔の海域における場合又は責任のある救助調整本部が捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部は、通常、捜索を終了させる責任を負うものとする。</p> <p>5.14.1 総則</p> <p>6.1 総則</p> <p>6.1.1 締約国は、捜索救助活動を容易にするため必要であり、かつ、実行可能であると認める場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、捜索を終了させる責任を負うことができる。</p> <p>第六章 船位通報制度</p>	<p>5.13.1 捜索が成功した場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、直ちに救助調整本部又は救助支部に通報するものとする。</p> <p>5.13.2 捜索は、生存者の救助について合理的な希望がなくなつた場合のみ終了するものとする。</p> <p>5.13.3 救助調整本部の責任の下ない遠隔の海域における場合又は責任のある救助調整本部が捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部は、通常、捜索を終了させる責任を負うものとする。</p> <p>5.14.1 総則</p> <p>6.1 総則</p> <p>6.1.1 締約国は、捜索救助活動を容易にするため必要であり、かつ、実行可能であると認める場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、捜索を終了させる責任を負うことができる。</p> <p>第六章 船位通報制度</p>
<p>6.1.2 船位通報制度の確立を計画する締約国は、機関の関連する勧告を考慮するものとする。</p> <p>6.1.3 船位通報制度は、海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書</p> <p>6.2 船位通報上の要件</p> <p>6.2.1 6.1.3 の目的を達成するため、船位通報制度は、次の運用上の要件を満たすものとする。</p> <p>1. 船位通報制度に加入している船舶の将来の位置を予測することを可能にする航海計画及び位置通報を含む情報の提供</p> <p>6.2.2 船位プロットの維持</p> <p>3. 船位通報制度に加入している船舶からの適当な間隔を置いた通報の受領</p> <p>4. 船位通報制度の仕組み及び運用の単純化</p> <p>5. 船位通報制度のための国際的に合意された標準方式及び標準手続の使用</p> <p>6.3 通報の種類</p> <p>6.3.1 船位通報制度には、次の通報を含めるものとする。</p> <p>1. 航海計画 船名、呼出符号又は船舶局識別、出発日時（グリニッジ平時による）、出発地点の詳細、次の寄港地、予定の航路、速力及び到着予定日時（グリニッジ平時による。）についての通報。重大な変更については、できる限り速やかに通報するものとする。</p> <p>2. 位置通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、日時（グリニッジ平時による。）、位置、針路及び速力についての通報</p> <p>3. 最終通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、目的地に到着した日時（グリニッジ平時による。）又は船位通報制度が対象とする場合において、限定された範囲の捜索区域の画定を可能にすること。</p> <p>4. 医師が乗船していない船舶に対する緊急の医療上の援助又は助言の提供を容易にすること。</p> <p>5.1.3 船位通報制度の利用</p> <p>6.4.1 締約国は、すべての船舶に対し、捜索救助のため位置についての情報を収集するための制度が確立されている区域を航行するときは、位置の通報を行なうよう奨励するものとする。（）についての通報</p> <p>6.4.2 船舶の位置についての情報を記録している締約国は、捜索救助のために要請された場合のため位置についての情報を収集するための制度が確立されている区域を航行するときは、位置の通報を行なうよう奨励するものとする。</p> <p>6.4.3 船舶の位置についての情報を記録している締約国は、捜索救助のために要請された場合には、実行可能な限り、その情報を他の国に提供するものとする。</p> <p>6.4.4 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書</p>	<p>6.1.2 船位通報制度の確立を計画する締約国は、機関の関連する勧告を考慮するものとする。</p> <p>6.1.3 船位通報制度は、海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書</p> <p>6.2 船位通報上の要件</p> <p>6.2.1 6.1.3 の目的を達成するため、船位通報制度は、次の運用上の要件を満たすものとする。</p> <p>1. 船位通報制度に加入している船舶の将来の位置を予測することを可能にする航海計画及び位置通報を含む情報の提供</p> <p>6.2.2 船位プロットの維持</p> <p>3. 船位通報制度に加入している船舶からの適当な間隔を置いた通報の受領</p> <p>4. 船位通報制度の仕組み及び運用の単純化</p> <p>5. 船位通報制度のための国際的に合意された標準方式及び標準手続の使用</p> <p>6.3 通報の種類</p> <p>6.3.1 船位通報制度には、次の通報を含めるものとする。</p> <p>1. 航海計画 船名、呼出符号又は船舶局識別、出発日時（グリニッジ平時による。）、出発地点の詳細、次の寄港地、予定の航路、速力及び到着予定日時（グリニッジ平時による。）についての通報。重大な変更については、できる限り速やかに通報するものとする。</p> <p>2. 位置通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、日時（グリニッジ平時による。）、位置、針路及び速力についての通報</p> <p>3. 最終通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、目的地に到着した日時（グリニッジ平時による。）又は船位通報制度が対象とする場合において、限定された範囲の捜索区域の画定を可能にすること。</p> <p>4. 医師が乗船していない船舶に対する緊急の医療上の援助又は助言の提供を容易にすること。</p> <p>5.1.3 船位通報制度の利用</p> <p>6.4.1 締約国は、すべての船舶に対し、捜索救助のため位置についての情報を収集するための制度が確立されている区域を航行するときは、位置の通報を行なうよう奨励するものとする。（）についての通報</p> <p>6.4.2 船舶の位置についての情報を記録している締約国は、捜索救助のために要請された場合には、実行可能な限り、その情報を他の国に提供するものとする。</p> <p>6.4.3 船舶の位置についての情報を記録している締約国は、捜索救助のために要請された場合には、実行可能な限り、その情報を他の国に提供するものとする。</p>
<p>6.4.4 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書</p> <p>6.5 本件の要旨及び目的</p> <p>6.6 本条約は、政府間海事協議機関の主催により昭和五十四年四月ハノーブルにおいて開催され</p>	<p>別、出発日時（グリニッジ平時による。）、出発地点の詳細、次の寄港地、予定の航路、速力及び到着予定日時（グリニッジ平時による。）についての通報。重大な変更については、できる限り速やかに通報するものとする。</p>

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

九三〇

た国際会議において採択されたものである。

本条約は、海上における捜索救助に関する国際協力を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、関係締約国との合意により捜索救助区域を設定し、その沿岸水域における遭難者に対して適切な捜索救助業務を実施する

ために必要な措置をとることも、捜索救助活動

活動を行なう責任機関として救助調整本部等を設置すること。

2 締約国は、隣接国との間で、捜索救助活動についての調整を行うこと。

3 救助調整本部等は、捜索救助活動を行なうために、利用可能な情報及び適切かつ詳細な計画又は指針を用意しておくこと。

4 救助調整本部等は、緊急の段階に応じて必要な措置をとること。

5 締約国は、その捜索救助区域において捜索救助活動を容易にするため、可能な限り船位通報制度を設立すること。

なお、本条約は、十五の国が締約国となつた

日の後、十二箇月で効力を生ずることとなつているが、すでに要件が満たされたので昭和六十年六月二十二日に効力を生ずることが確定している。我が国については、本条約が発効前に加入する場合は本条約が効力発生の日に、また、本条約が効力発生後に加入する場合は加入の文書を寄託した日の後三十日で効力を生ずることとなつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の調決理由

本条約を締結することは、海難救助という本条約の人道的目的にかんがみ重要であるばかりでなく、捜索救助のための国際協力を促進するものと認め、本件は承認すべきものと調決した次第である。

右報告する。

昭和六十年四月二十四日

衆議院議長 坂田 道太殿  
外務委員長 愛野興一郎

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和六十年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

## 理由

この議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を政府間経済統合機関が締結できるようすることにより、同条約の円滑な運用を促進するものであり、我が国がこの議定書を締結することは、大西洋のまぐろ漁業に関する国際協調の促進及び我が国のまぐろ漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。よつて、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

1 この条約は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書

I 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十四条から第十六条までを次のように改正する。

### 第十四条

1 この条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国による署名のために開示しておく。このようないくつかの政府でこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によりその憲法の規定に従い批准され、又は承認されなければならぬ。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託する。

### 第十五条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書、正式の確認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条に定めるすべての政府及び同条に定めるすべての機関に通告する。

3 この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後に批准書、承認書又は加入書を寄託する政府

については、それぞれの寄託の日に効力を生ずる。

4 この条約は、政府間経済統合機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限（これらの事項に関する条約を締結する権限を含む。）を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のため

に開放しておく。

5 4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとして、この条約の規定について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第九条3において「国」並びに前文及び前条1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。

6 4に定める機関がこの条約の締約国となる場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

### 第十六条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十四条1に定める政府及び同条4に定める機

II 英語、フランス語及びスペイン語をひとしく  
正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、ローマにおいて千九百八十四年九月十日まで署名のため開放しておく。もつとも、同日までにこの議定書に署名しなかつた大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国は、受諾書をいづれでも寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証謄本を同条約の締約国に送付する。

III この議定書は、すべての締約国が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託することにより効力を生ずる。この点に関して、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十三条第一第六文の規定を準用する。効力発生の日は、最後の文書の寄託の後三十日以内に開催される。

千九百八十四年七月十日にパリで作成した。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的  
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）は、昭和四十一年に作成されているが、同条約を、政府間経済統合機関が締結できるよう改正するために、昭和五十九年七月パリで開催された条約の締約国の全権委員会議において、本議定書が作成された。

正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、ローマにおいて千九百八十四年九月十日までにこの議定書に署名しなかつた大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国は、受諾書をいづれでも寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証謄本を同条約の締約国に送付する。

IV この議定書は、すべての締約国が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託することにより効力を生ずる。この点に関して、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十三条第一第六文の規定を準用する。効力発生の日は、最後の文書の寄託の後三十日以内に開催される。

本議定書を締結することは、大西洋のまぐろ漁業に関する国際協調を促進し、また、我が國のまぐろ漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年四月二十四日  
外務委員長 愛野興一郎  
衆議院議長 坂田 道太殿

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四条の議定書の締結について承認を求めるの件  
右  
国会に提出する。

昭和六十年三月二十五日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

本議定書は、条約が、国際連合又はその専門機関の加盟国のみが締結できるとされているものを改正し、新たに欧洲經濟共同体のような政府間経済統合機関が、構成国に代わって条約を締結し、他の締約国と同一の権利及び義務を有することとしたものである。

なお、本議定書は、条約のすべての締約国が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託した後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて、政府は、本議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由  
本議定書を締結することは、大西洋のまぐろ漁業に関する国際協調を促進し、また、我が國のまぐろ漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

この議定書は、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約につき所要の改正を行つた上適用することを目的とするものであり、政府は、昭和五十九年十月十二日にワシントンで、アメリカ合衆国、カナダ及びソヴィエト連邦とともに、この議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することをいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四条の議定書  
千九百五十七年一月九日にワシントンで署名され、その後改正され及び適用された北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約（以下「条約」という。）の当事国であるアメリカ合衆国、カナダ、ソヴィエト社会主義共和国連邦及び日本国（以下「政府」という。）は、この議定書は、批准され又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、できる限り速やかにアメリカ合衆国政府に寄託する。

2 この議定書を批准し又は受諾する意思を有する署名政府は、批准又は受諾のための自国の憲法上の要件を満たすまでの間本国の法令に従つてこの議定書を暫定的に適用する旨をアメリカ合衆国政府に通告することができる。

3 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書又は受諾書及び暫定的適用の通告書につき他の署名政府に通告を行う。

4 この議定書は、すべての署名政府がアメリカ合衆国政府に通告する。

## 第二条

条約第五条（<sup>3</sup>）中「この条約の効力発生後の第二十五年度の終期に」を「千九百八十六年十月十三日まで」に改める。

条約第十一条中「この条約の効力発生後の第二十六年度に」を「千九百八十七年十月十四日前一年以内に」に改める。

## 第三条

条約第十一条中「この条約の効力発生後の第二十六年度に」を「千九百八十七年十月十四日前一年まで」に改める。

## 第四条

条約第十三条（<sup>4</sup>）を次のように改める。  
4 この条約は、千九百八十七年十月十三日まで有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせい条約が当事国間で効力を生ずる時又は千九百八十八年十月十三日のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、この条約は、いずれかの当事国が他の当事国に対しこの条約を終了させる意思を書面で通告した日から一年で終了するものとする。

## 第五条

1 この議定書は、批准され又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、できる限り速やかにアメリカ合衆国政府に寄託する。

2 この議定書を批准し又は受諾する意思を有する署名政府は、批准又は受諾のための自国の憲法上の要件を満たすまでの間本国の法令に従つてこの議定書を暫定的に適用する旨をアメリカ合衆国政府に通告することができる。

3 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書又は受諾書及び暫定的適用の通告書につき他の署名政府に通告を行う。

4 この議定書は、すべての署名政府がアメリカ合衆国政府に通告する。

合衆国政府に批准書又は受諾書を寄託した日及

び2に規定する暫定的適用の通告を行つた日のうち最も遅い日に暫定的に効力を生ずる。この議定書は、5の規定に基づいて確定的に効力を生ずる日まで暫定的に効力を存続する。

5 この議定書は、すべての署名政府がアメリカ合衆国政府に批准書又は受諾書を寄託した日のうち最も遅い日に確定的に効力を生ずる。

6 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、この議定書の各署名政府にその認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十四年十月十二日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語、フランス語及びロシア語により本書を作成した。

カナダ政府のために J・キンズマン

日本国政府のために 国庁道彦

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために A・ドブルイニン

アメリカ合衆国政府のために エドワード・ウルフ

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

### 一 本件の要旨及び目的

北太平洋のおつとせいの資源の保存、そのための管理方法の調査を目的とする北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は、昭和三十一年に日本、アメリカ合衆国、カナダ及びソヴィエト連邦の四箇国により締結され、昭和五十九年十月十三日まで効力を有していたが、同条約に所要の改正を施した上でこれを適用することを内容とする議定書が作成され、昭和五十九年十月十二日たワシントンで条約の当事国により署名された。

本議定書は、陸上獵獲との関連において海上獵獲を行うことが、一定の状況の下において許容されるかどうかについて北太平洋おつとせい委員会が研究し、勧告する時期を昭和六十一年十月十三日までとすること等について規定している。

なお、本議定書は、すべての署名政府が批准書等を寄託した日に確定的に効力を生ずることになつてている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

### 二 本件の議決理由

本議定書の締結は、おつとせい資源の適正な管理方法についての最終的な結論を得るには至つていないので、所要の調査の継続を可能とするとともに、関係国の協力の下に行われる科学調査の結果を待つて海洋資源の適正な管理方法を見出すことが期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

### 三 本件に要する経費

本件に要する経費は昭和六十年度一般会計予算農林水産省所管北太平洋おつとせい委員会分担金として二百三十七万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十年四月二十四日

衆議院議長 坂田 道太殿  
外務委員長 愛野興一郎

中小企業技術開発促進臨時措置法案

右  
国会に提出する。

昭和六十年三月十九日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

中小企業技術開発促進臨時措置法

### (目的)

第一条 この法律は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずることにより、中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調和ある発達とを図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主

たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

七 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で、中小企業者を直接又は間接の構成員(以下に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

八 この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。

- この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。

九 この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。

- この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。





係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る同項に規定する改令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

#### (中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の三の次に次の一号を加える。

#### 六　中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第二号)の施行に関する事項

六　中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第二号)の施行に関する事項

##### 理由

最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するため必要な技術の向上を図る観点から、中小企業技術開発指針を策定するとともに、これに従つて中小企業が行う技術開発を促進するために必要な中小企業信用保険法の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一　議案の要旨及び目的  
本案は、最近における技術革新の急速な進展

及び需要構造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するよう、中小企業が行う技術開発を促進するため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 定義

「中小企業者」とび「組合等」について定めるとともに、「技術開発」とは、中小企業者及び組合等が技術に関する研究開発をする行為をいうものとし、その技術は、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。

##### 2 技術開発指針の策定

(1) 通商産業大臣は、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、技術開発指針を定め、これを公表しなければならない。

(2) 技術開発指針には、技術開発の対象とするべき技術の内容、技術開発の実施方法、その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項について定めるものとする。

##### 3 技術開発計画の認定

(1) 中小企業者及び組合等は、技術開発事業についての計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(2) 技術開発計画には、技術開発事業の目標、内容、実施時期、必要な資金の額、組合等が試験研究費用に充てるため構成員に負担金を賦課する場合の賦課の基準等を記載しなければならない。

(3) 都道府県知事は、技術開発計画が技術開

発指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

##### 4 資金の確保

国は、技術開発計画の認定を受けた者及び認定を受けた組合等(以下「認定組合等」という。)の構成員たる中小企業者(以下「認定中小企業者等」という。)による技術開発計画に従う技術開発事業の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。

##### 5 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、認定中小企業者等のうち資本金が一億円を超える株式会社が技術開発計画に従つて技術開発事業を実施するため必要な資金の調達を図るために発行する新株又は転換社債の引受け及び保有を行うことができる。

##### 6 中小企業信用保険法の特例

技術開発事業資金に係る保証を受けた中小企業者については、中小企業信用保険法による新技術企業化保険の付保限度額を通常の一億円(組合二億円)から一億三千万円(組合二億六千万円)に拡大するとともに、信用保証協会が三千万円を限度として無担保で保証を行つた場合の保険料の額について特例措置を講ずる。

##### 7 課税の特例

(1) 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基いて、その構成員たる中小企業者に対し、技術開発計画に係る試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費

用に充てるための負担金を賦課した場合で、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

##### 8 技術開発の促進のための措置

(1) 国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書**

**一 議案の要旨及び目的**

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引上げを行うことにより、老人等の福祉の向上を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

**(1) 拠出年金の物価スライドの特例措置**

1 昭和六十年度において、昭和五十九年度までの累積消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であつても、年金額の特別的な改定措置を講ずること。

2 1の年金額の改定率は三・四パーセントとし、厚生年金保険及び船員保険については昭和六十一年四月分から、国民年金については昭和六十一年五月分から、それぞれ実施すること。

**(2) 福祉年金の額の引上げ**

1 老齢福祉年金の額を三十万七千二百円（月額二万五千六百円）から三十一万八千円（月額二万六千五百円）に引き上げること。

2 障害福祉年金の額を一級障害について四十六万八百円（月額三万八千四百円）から四十七万四千円（月額三万四千五百円）に引き上げること。

小沢和秋君外一名より拠出年金の年金額の物価スライド率及び福祉年金等の額を引き上げる内

（月額一万五千六百円）から三十一万八千円（月額二万六千五百円）に、それぞれ引き上げること。

**3 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を三十九万九千六百円（月額三万三千三百円）から四十一万四千円（月額三万四千五百円）に引き上げること。**

**四 特別児童扶養手当の額の引上げ**

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万五千六百円から二万六千五百円に、重度障害児一人につき月額三万八千円から三万九千八百円に、それぞれ引き上げること。

**四 福祉手当の額の引上げ**

福祉手当の額を月額一万八百円から一万千円に引き上げること。

二百五十円に引き上げること。

**四**

国会 第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

この法律は、昭和六十一年六月一日から施行すること。ただし、物価スライドの特例措置に関する規定については、公布の日から施行されること。

**二 議案の可決理由**

老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年度において特例として年金額を改定するとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同

とし、厚生年金保険及び船員保険については昭和六十一年四月分から、国民年金については昭和六十一年五月分から、それぞれ実施すること。

1 老齢福祉年金の額を三十万七千二百円（月額二万五千六百円）から三十一万八千円（月額二万六千五百円）に引き上げること。

2 障害福祉年金の額を一級障害について四十六万八百円（月額三万八千四百円）から四十七万七千六百円（月額三万九千八百円）に、二級障害について三十万七千二百円

容の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

**三 本案施行に要する経費**

本案施行に要する経費は、昭和六十年度特別会計予算において、厚生保険特別会計年金勘定に保険給付費千七百七十三億円（うち国庫負担二百二十六億円）、船員保険特別会計に年金保險給付費四十六億円（うち国庫負担十一億円）、国民年金特別会計国民年金勘定に国民年金給付費七百六十二億円（うち国庫負担三百三十七億円）、国民年金特別会計福祉年金勘定に福祉年金給付費百四十七億円（全額国庫負担）がそれぞれ計上され、また、昭和六十年度一般会計予算（厚生省所管）において、特別児童扶養手当給付費九億円、福祉手当給付費補助金八億円が計上されている。

**四 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案**

昭和六十一年二月十二日  
内閣総理大臣 中曾根康弘  
右

国会に提出する。  
正する法律

昭和六十一年二月十二日  
内閣総理大臣 中曾根康弘  
右

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

**四**

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

この法律は、昭和六十一年六月一日から施行すること。ただし、物価スライドの特例措置に関する規定については、公布の日から施行されること。

**二 議案の可決理由**

老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年度において特例として年金額を改定するとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同

とし、厚生年金保険及び船員保険については昭和六十一年四月分から、国民年金については昭和六十一年五月分から、それぞれ実施すること。

1 老齢福祉年金の額を三十万七千二百円（月額二万五千六百円）から三十一万八千円（月額二万六千五百円）に引き上げること。

2 障害福祉年金の額を一級障害について四十六万八百円（月額三万八千四百円）から四十七万七千六百円（月額三万九千八百円）に、二級障害について三十万七千二百円

共同小沢和秋君外一名提出の修正案に対しても反対である。「旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和六十一年四月二十五日  
社会労働委員長 戸井田三郎  
衆議院議長 坂田 道太殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昭和六十一年四月二十五日  
社会労働委員長 戸井田三郎  
衆議院議長 坂田 道太殿

第一款症	一、三七四、〇〇〇円
第二款症	一、二四九、〇〇〇円
第三款症	一、〇〇一、〇〇〇円
第四款症	八〇五、〇〇〇円
第五款症	七一一、〇〇〇円

第八条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に、「九万三千二百円」を「十万八百円」に、「十

万五千三百円」を「十五万七千二百円」に改め、同条第三項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、五一〇、〇〇〇円
第二款症	三、七四一、〇〇〇円
第三款症	三、一一〇、〇〇〇円
第四款症	二、六三七、〇〇〇円
第五款症	二、一一五、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	三、四三八、一〇〇円
第二款症	二、八五二、七〇〇円
第三款症	二、四四六、六〇〇円
第四款症	一、六一〇、一〇〇円
第五款症	一、六一二、八〇〇円

第二十六条第一項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「百三十七万円」を「百四十四万円」に改める。

第二十七条第一項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「百三十七万円」を「百四十四万円」に改める。

第三項の表中「三四四、八〇〇円」を「三三四、〇〇〇円」に、「三四八、一〇〇円」を「三三三、三〇〇円」に、「一六八、一〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

第三十一條第二項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「三万五千四百円」を「三万九千二百円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改定する。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第三条 戰傷病者戰没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改定する。

附則第十八項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改める。

第四条 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十一年法律第二百号)の一部を次のように

改正する

第一条第一項及び第二項、第二条の二、第一条の三第一項並びに第三条たゞし書中「昭和五  
十四年四月一日」を「昭和六十年四月一日」に改  
める。

第五条第一項中「十二万円」を「三十万円」に、  
「六年」を「十年」に改める。  
(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正  
する法律の一部改正)

改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

(施行期日)  
附 則  
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

附  
錄

の障害年金については、この法律による改正後  
の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の  
遺族援護法」という。)第八条第一項中「次の表  
とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の  
一部を改正する法律(昭和六十年法律第  
号)附則別表第一」と、改正後の遺族援護法第八  
条の二第一項中「次の表」とあるのは「戦傷病者  
戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律  
(昭和六十年法律第  
号)附則別表第二」と  
する。

(経過措置) 五条 昭和六十年四月から同年七月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者・留守家族等援護法第八条中「一万一千円」とあるのは「十万九千九百円」と、「十一万六千二百円」とあるのは「十一万四千百四十円」と、「十二万四百円」とあるのは「十八万三千三百十円」とする。  
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

四条 昭和六十年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、改正後の遺族援護法第二十七条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百十四万円」とあるのは「百十二万五千円」と、同条第三項の表中「三三四、〇〇〇円」とあるのは「三二四、一〇〇円」と、「一六三、三〇〇円」とあるのは「一五五、一〇〇円」と、「一七八、四〇〇円」とあるのは「一七一、三〇〇円」とする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う

附則別表第二(附則第二条関係)

附則別表第一(附則第二条關係)

障害の程度			年	金	額
特別	項目	症			第一項症の年金額に二、九四七、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一	一	項	症		四、一一〇、〇〇〇円
第二	二	項	症		三、五〇一、〇〇〇円
第三	三	項	症		二、八八一、〇〇〇円
第四	四	項	症		二、二七七、〇〇〇円
第五	五	項	症		一、八三八、〇〇〇円
第六	六	項	症		一、四八五、〇〇〇円
第一	一	款	症		一、三五四、〇〇〇円
第二	二	款	症		一、一二三四、〇〇〇円
第三	三	款	症		九八七、〇〇〇円
第四	四	款	症		七九五、〇〇〇円
第五	五	款	症		七〇二、〇〇〇円
第四	四	項	症		一、七四六、〇〇〇円

**第三条** 昭和六十一年四月一日から同年七月三十日までの間に支給事由が生じた障害一時金について

**第六条** この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金に

する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け  
ることができる者に交付する同法第五条第一項  
に規定する国債の発行の日は、昭和六十年十月

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

第五項症	一、四一六、三〇〇円
第六項症	一、一四七、七〇〇円
第一款症	一、〇四一、〇〇〇円
第二款症	九五一、一〇〇円
第三款症	七六二、三〇〇円
第四款症	六一七、五〇〇円
第五款症	五四一、三〇〇円

附則別表第三(附則第三条関係)

障害の程度	金額
第一款症	四、四七八、〇〇〇円
第二款症	三、七一六、〇〇〇円
第三款症	三、一八八、〇〇〇円
第四款症	二、六一九、〇〇〇円
第五款症	一、一〇〇、〇〇〇円

附則別表第四(附則第三条関係)

障害の程度	金額
第一款症	三、四一二、七〇〇円
第二款症	二、八三一、七〇〇円
第三款症	二、四二八、五〇〇円
第四款症	一、九九五、三〇〇円
第五款症	一、六〇〇、九〇〇円

戰傷病者、戰没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けてい

る者がいない戰没者等の遺族に対する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 議案の要旨及び目的

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の

支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- (1) 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
- (2) 障害年金、遺族年金等の額の引上げ
- (3) 障害年金
- (4) 障害年金

##### ア 障害年金の額(第一項症の場合)

区 分	現行	昭和六十年四月分から
公務傷病	四、〇六六、〇〇〇円	四、一〇七、〇〇〇円
勤務関連傷病	三、〇五五、六〇〇円	三、一〇六、一〇〇円
扶養加給額	一五八、〇〇〇円	一五九、〇〇〇円

##### イ 遺族年金及び遺族給与金の額

区 分	現行	昭和六十年四月分から
配偶者	一五八、〇〇〇円	一五九、〇〇〇円
勤務関連傷病	三、〇五五、六〇〇円	三、一〇六、一〇〇円
その他一人までの一人につき	一五八、〇〇〇円	一五九、〇〇〇円
(配偶者がないときはそのうちは一人に限り)	一五八、〇〇〇円	一五九、〇〇〇円

(2)

##### 遺族年金及び遺族給与金の額

併発死	現行	昭和六十年四月分から	同年八月分から
公務死	一、三九〇、〇〇〇円	一、三一五、〇〇〇円	一、三三〇、〇〇〇円
勤務関連死	一、〇六六、〇〇〇円	一、一一一、〇〇〇円	一、一三一、〇〇〇円
平病死	一、〇六六、〇〇〇円	一、一一一、〇〇〇円	一、一三一、〇〇〇円
公務(軽症)	一、〇四八、〇〇〇円	一、一〇九、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円
勤務関連(重症)	三、四、〇〇〇円	三、四、〇〇〇円	三、四、〇〇〇円
勤務関連(軽症)	一、六、〇〇〇円	一、七、〇〇〇円	一、八、〇〇〇円
勤務関連	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

戰傷病者、戰没者遺族等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けてい

る者がいない戰没者等の遺族に対する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(1) その他所要の改正を行うこと。

## 2 未帰還者留守家族等援護法の一部改正

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、次とおり引き上げること。

現	行	昭和六十年四月分から	同年八月分から
月額	一〇六、一六〇円	二一〇九、九一〇円	二一一、〇〇〇円

## 3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

の一部改正

昭和六十年四月一日における戦没者の遺族で、同一の戦没者に関する公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに、特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債を支給すること。

## 4 施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。

## 二 議案の修正議決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給すること。

また、本案に対しても、日本共産党・革新共同第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

## (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十年四月から同年七月までの月分の障害年金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法」という。)第八条第一項中「次の表」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則別表第一」と、改正後の遺族援護法第八条の二第一項中「次の表」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則別表第二」とする。

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後ともも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦傷病者戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦闘隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 满洲開拓青年義勇隊開拓団について、関係者と連絡を密にして、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

四 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡査等については、更に積極的に推進すること。

五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にして、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 中国残留日本人孤児の内親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰國を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となって必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死者の遺族に対する弔慰

## 〔別紙〕

(施行期日○等)

(小字及び一は修正)

衆議院議長 坂田 道太殿

社会労働委員長 戸井田三郎

昭和六十年四月二十五日

附 則

- 金、遺族年金等の支給に当たつては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。
- 九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。
- 十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

明治二十五年三月三十日  
郵便物認可

## 発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五二一四二 (大代)  
平 105

定価一〇円